

昭和 54 年度

文化財調査報告書

第 10 集

前橋市教育委員会

目 次

	教育長 金井博之
はじめに	
一、上泉郷 ^さ 上泉古文書関係調査報告	1 1
1 上泉古文書	
二、妙安寺総合調査報告 (1)	2 13
1 谷山記録 一	
三、昭和五十三年度前橋市指定文化財	32
史跡本城氏の墓二基	
史跡龟塚山古墳	
四、昭和五十四年度埋蔵文化財発掘調査概報	34
1 方賀東部圏地遺跡群	
2 山王庵寺跡第六次調査	
3 富田南部遺跡群	
4 西大室遺跡群	
5 清里南部遺跡群	
五、文化財調査関係写真	
上泉郷 ^さ 上泉古文書関係	
昭和五十三年度前橋市指定文化財	
昭和五十四年度埋蔵文化財発掘調査	
あとがき	

は じ め に

昭和五四年度の文化財保護行政におきましては年度当初、係員を五名増員いたしました。これは新規事業に対応し、市民の要望に応えるべく、市長部局のご理解をいただき実現をみたものであります。これにより、文化財保護行政を推進してまいりましたが、その主たる事業は埋蔵文化財発掘調査と文化財保護行政一般と大別することができます。

埋蔵文化財発掘調査は芳賀東部同地遺跡・山王庵寺跡のほか新規に土地改良事業の事前調査として富田南部・西大室・清里南部の三地区を実施いたしました。芳賀東部同地遺跡においては昨年度後半に統一して、奈良・平安と推定される時代の掘立柱建物跡が八九棟分発掘されました。山王庵寺跡においては塔跡の西に墓塚が発見され、金堂跡と推定するにいたりました。また、「放光寺」と書かれた文字瓦も検出されました。富田南部遺跡群では鎌倉時代末期と戦国時代と推定される墓域を調査し、そこに設置された板碑・宝塔など多くを検出しました。西大室遺跡群では古墳を発掘し、墓前祭祀の場と推定されている「前庭」を調査し、それに使用されたとみられる土器等を検出しました。これらは本年度発掘調査結果の主な成果であります。いずれも近年にない発見であり、前橋市にとってももちろん、歴史的な価値はきわめて高いものとみられます。

文化財保護行政一般では例年のとおり文化財の保護管理を実施してまいりました。普及活動では文化財調査委員による総合調査が上泉郷蔵文書を中心として実施されました。これに関連し、文化財めぐらは芳賀・桂賀地区の文化財を訪ねて徒步により行ない、文化財展では絵馬の展示とそれについての講演会を実施しました。史跡等の整備事業では昭和五三年度指定された龜塚山古墳を整備いたしました。郷土芸能大会は本年度第七回を迎えました。これについては前年度から本年度にかけて、行政自治委員の協力を得て、大規模調査を行いましたが、これに基いて前橋市郷土芸能連絡協議会が結成されました。出版物としては「発掘調査報告書」を予定しており、さらには「前橋市の歴史と文化財」、スライド解説書「前橋市の文化財」が発行されます。普及活動については、郷土芸能連絡協議会の結成により今後、伝統ある芸能の保存・伝承に大きな役割を果すものと期待されます。

この調査報告書には総合調査・発掘調査の結果並びに昭和五三年度新規前橋市指定史跡等を上載いたしました。改めて、前橋の歴史の深さと広さに驚かされております。それにも拘らず、本市の文化財保護についてご尽力をいたしている文化財調査委員をはじめ関係各位に対しまして、厚くお礼を申し上げます。あわせて、本調査報告書が文化財保護の一助として活用いただければ幸甚であります。

昭和五五年三月二〇日

前橋市教育委員会
教育長 金井博之

例 言

- 1 本報告書は、上泉郷藏^井上泉古文書関係調査、妙安寺総合調査、昭和五十二年度市指定文化財及び埋蔵文化財発掘調査についての報告である。
- 2 上泉郷藏^井上泉古文書関係については、昭和五十四年度事業の一つとして、前橋市文化財調査委員である山田武彦氏、中沢右吾氏、丸山知良氏に調査していただいたものである。
- 3 妙安寺総合調査は、昭和五十二年度に前橋市文化財調査委員の方々に調査していただいたもので、昭和五十二年度文化財調査報告書（第8集）から引き続き掲載しているものである。
- 4 埋蔵文化財発掘調査については、昭和五十四年度に前橋市教育委員会で実施した五遺跡について、その概略を記したものである。
- 5 上泉郷藏^井上泉古文書及び妙安寺所蔵文書の記載にあたっては、群馬大学教授・前橋市文化財調査委員である山田武彦先生に終始御指導をいただいた。
- 6 古文書は、原則として、旧漢字は新漢字に直した。また、表出は二字あけ、欠字は一字あけとし、読みやすくするため読点を付した。

一、上泉郷藏附上泉古文書関係調査報告

1 上泉古文書

(1) 宝永二年 社倉の由来
(西之正月廿日)

上泉村
亦右衛門

社倉の由来
寛永二年

上泉町宿一、一四〇にある上泉郷藏は、間口八間、奥行三間、瓦葺荒壁の土蔵で、その棊札から寛政八年の創建であることがわかる。現在では祭礼用具がここに保管されているが、明治四二年まで郷藏として使用されていた。

また、上泉地区に保管されている古文書は、この郷藏の創建や使用に関するものを始め、前橋藩領としての施政状態並びに庶民の生活などの推定を為し得るもの等、貴重な資料であることが知られている。しかししながら、この文書に関して以前行われた調査では、そのうちの一四二点が計上されたのみである。このため前橋市では、上泉郷藏及び上泉古文書を地元管理者等の協力を得て、文化財調査委員による調査を左記のとおり実施した。

調査期日 昭和五四年六月八・九日

調査の対象 上泉古文書

調査者 前橋市文化財調査委員

調査の方法
上泉地区所有の古文書のすべてに整理番号をつけ、カードを採り、目録を作り七四八点を計上し、そのうちの一部について写真撮影を行い記録化を図り、番号を表記した茶箱三つに収納した。

ただし、明治二〇年前後以降の分は本調査。別箱に収納した。

古昔聖人御代ニキ氏八人を為一組、今之五人組也、右八人田畠耕作又薪を取^出出るニキ、挨拶め説話引同道して出入をする也。病人之有時^{ニ互}致介抱、或又火事。あひ憂難儀。運時^キ耕作達成事を互^ニ助合、水損旱損之有時ハ互^ニ救合也。故^ニ人之心^ニ正直にして中頸母誠也。後世老人之心邪智にして人之物を奪取、人ノ憂難儀を悦、救心もなく不仁無道なる心之仕方故、天道^ニすてられ我^々又不仕合にて憂難儀に遭也。故國の民たる者^ハ何^ニ中^ニよく心正直に持、憂難儀之時^ハ相互^ニ救合、猶^ニ心を不持接拶よくいたすべし。必天道^ニ叶思^シにして可成也。又古聖人一里二十五家一社^ト、二十五人宛に各地神を立、真心にいたして上の神を祭也。土を守護する神是を社神^ト言也。社神之為、歲有是を社名^ト言也。社者今之地神之事、倉^ハ今之穀藏也、然時^キ社倉^ト民之為なり、民ハ國之本なり、民^ハ食を天とする也。社^ハ食を生ずる主神なれハ地神の社^ハ民之為立る也。五穀百穀之能年々登り、熟して幾年^ニ成稼にとて地神を祭る也。故に五穀^ニ能登る熟して國に無飢饉なり、社倉^ハ豈年^ニ五穀^ニ能登る熟して國に無飢饉なり、社倉^ハ豈年^ニ五穀^ニ能登る熟して國に無飢饉なり、此民之飢饉を教へん為^ト。たくわへ置^ク倉を社倉といふなり、

後世は所々の鎮主地神之祭^{ミタマ}、眞実にする事なく、社倉も不立、飢饉の年
の備もなく、或ハ少^シ時あれハ遠國の神に参り、各所見物に出る故に、
耕作達成、耕作^ハ被迫故、不作して家々衰る也、所々之鎮主地神にも惡
まれ、其在所を放れ、鎮主之守り^{ミタマ}なく、民の中^ハ惡敷なり、方々と流
浪して困窮難儀をする也、たゞ^ハ我父母を捨て、他人の父母に仕へ、
一村之人を棄て、他村之人に親に似たる、我父母捨人之父母を尊時、我
父母可悦乎、一村之人を棄て、他村之人に親しまず、一村之者可悦乎、
我鎮主を捨て遠國之神參する時^ハ、我鎮主可悦乎、必不悦也、此道理
を能々合点して、所之鎮工地神を大事に祭り、耕作家業に不怠、常に心
を尽し、費なる事なきようにいたし、真心正直を第一として上の御為を
おもふ時^ハ、鎮守^ハ能守護あり、所をもふ故人と中もよく、我々の仕合
能繁昌し、子孫も永々続也、故^ハ鎮主^ハ悦^ハ、民の為に成事以條日書付
渡也、必條目之通能相守り、各互にたゞ君の為になるにあらず、民之飢
餓難儀之教之為也、思隨分社倉之穀物條目之通無國時^ハ民も豈なり、
所も宋^ハ、君の御為にも成なり、此意味を見て、有名主組頭合意して、
小百姓合点遠き者^ハ、正月五節句遊之日などに名主方へ招寄、能々合
点致ひ様に為申聞、皆々相共に惕て、我々か為也とおもひ食料を可
集也、豐年之時ハ集納、又凶年之時^ハ發倉可救也、必無携豐凶年年々可
集也、故書メ村々所々^ハ相済、能見て致合点可用也

條々

一遠國仏神參詣、各所見物に出、所之仏神致龕末、耕作家業に怠り身代
持刷申聞數事

一^前遠國^ハ行日數久敷遊費時^ハ、鎮主^ハ怒りをなし、耕作之効にも
成、身代喪者也
一諸勤進他所之乞食不知行衛者一切堅不可入、其村右側道人^ハ所之乞
食穢多を可致事

一同村之人を捨て、他村之人^ハ親に似たるへし

一不似百姓長脇指、或衣類印籠巾着、諸持遊道具男女共に不可求事

一^前拂弄鼻紙袋小刀小柄之類、美々敷仕、物歎無用之道具之事也

一社倉料人別にて、民一人前^ハ麦五合つ可出、一家五人居ル人^ハ武升
五合、捨人有人ハ五升宛之意にて、五月晦日切^ハ可納事

一^前山方鬼方可有^ハ、如此年々納置^ハて、他人之物にあらず、何

一程富貴^ハも、万一火難に遭^ハ、其助になる、若一代仕合能時^ハ、
其子孫に譲り、年々納置時^ハ、至子孫大分也、子孫之教^ハなる時^ハ
結構成事なり

一浜方山方委無之村々^ハ錢袋人前七錢にて^ハ、或稻又^ハ何成失、土地相

一^前社倉麥大方三月末より、四月五月初迄可借事

一^前旱損水損風損之勘^ハ、村中相談之上及難儀ハ考利安^ハ可借、常
ニ借時^ハ大切之勘、麥無之^ハ開、獨りに常法之通三月四月前^ハ不
可借事

一^前火事に遭、牛馬を殺、又^ハ病人憂難儀有^ハ之輩^ハ、當年々納置^ハ分
不及申、村中^ハ納置^ハ分相加、不限何時^ハ、名主組頭見合、身代分限^ハ
と^ハ願可借事

一^前借持或無利又加利足^ハ割二割、様子次第見合可借也

一^前京都日光遠國^ハ御越御國代之勘、賦金之足に可成事

一^前賦金一時に出時^ハ大分^ハ西義^ハ成事也、連々^ハハ山安事也

一^前借シ餘リ有^ハ、借リ申者無^ハ之時^ハ、五月晦日新麥納代可申事

一^前右條々堅相守社倉委集納、則救飢難儀之憂、凶年^ハ又忘飢餓、村々^ハ榮
子孫繁昌也、諸神託曰、氏子一人難代貢金千石^ハ、則鎮主^ハ悦^ハ能^ハ守護

一君又悦、加愛情、難思、年々可^ハ取作納者也

(元)二月八日人書

請合證文家内書

東通上某村
桜井兵之助

差上申御請合證文之事

酒井雅榮頭様浪人
桜井兵之助

一

右^モ 桜井兵之助儀、生國當國當村出^モ、撫成仁^モ有之^ハ、尤何方^モ何之差構^モ無御座^ハ付、当村御百姓与石衛門請人^モ相立、当村^モ住居仕^ハ、宗旨之儀^モ曹洞宗^モ、当村西林寺日那^モ、紛無御座^ハ付、公儀御法度之儀^モ不及申上^ハ、御家之御家法何^モ為相背不中、諸事急度相守^ハ様可為仕^ハ、勿論右兵之助儀不行跡之儀有之^ハハ、不寄何事。早速御往進可申上^ハ、尤請人并村役人、そして不寄何等

引請^モ、上奉事掛獨舌旁^モ、急度事相付可申^ハ、少^モ相違仕間敷^ハ、万一御請合面相述之儀御座^ハハ、請會^ハ不及申上^ハ、連印之村役人迄、如何様之曲事^モ可被^ハ仰付^ハ、為後日仍^モ如件

東通上某村

安永八年正月三月

請人 与右衛門
組頭 源 七^モ
同 弥一右衛門

同 忠兵衛

同 磯七郎

同 平次郎

同 直右衛門

同 藤次郎

(整理番号)

四一四

乍恐以書附奉願上申事
高千六百武拾三石武斗三升三合

此御人足三拾武人
仕合奉存^ハ

此反別百九拾四町拾三步

内 七拾武町武反武畝六步 田方
百武拾武町八反八畝七步 烟方

内

田方拾壹町武拾六步 村役介地

本代毫石壹斗五升

上麦田壹町四反九畝武拾六步

同毫石壹斗武升

中麦烟田三町武反壹畝拾五步

同壹石三升

下麦田壹町六反九畝武拾八步

同九斗武升

中田七反六畝武拾七步

同八斗

下田三町六反武畝四步

同五斗六升

下々田武反武拾六步

本組百拾四軒

靈數百六拾武軒

惣人別高六百七拾五人

内再賦課七拾人

(3) 寛政六年九月 伝馬人足半減方願

内
武百四拾武人

此内

七人

武拾武人

六人

武拾武人

三拾五人

残百五拾人

馬數七拾武足

御中間
在郷奉公人
風乞出者
家無シ之者
病身之者
常時銀取之者
内少給五疋
西少給二疋

但拾五歳六拾歳迄

願之通被 仰付被下置かへへ、右年季之内、何分^{アマ}余り御田地主付、作配為仕小様仕度奉存ひ、尤年季相済かへへ、御定通御郡役相勤可申付、右之通被 仰付被下置かへへ、私共ハ不及申上^{アマ}、村方一同難有仕合^{アマ}

奉存ひ、以上

寛政六年九月

東浦上泉村
長百姓 幸 助 @
組頭 伝 七 ④ ④ ④
同 同 富 五 郎 ④ ④ ④
同 同 茂 七 郎 ④ ④ ④
同 次左衛門 ④ ④ ④
同 長 七 ④ ④ ④
同 猶右衛門 ④ ④ ④
同 (整理番号 五一三)

(4) 文政十二年十二月 御改革町在議定

御改革町在議定

一 婚禮賄之儀、一汁一菜^{アマ}可限事

着服、男ハ上着木綿、下着太織迄、滑木綿太織。限り、女ハ上着太織、下着絹迄、帶袖綿^{アマ}可限事

一 婚礼之節、造方取方双方名上元^{アマ}中談之、組頭老人肝煎老人出席、諸事御主意。不過様心付可申、尤右組頭^{アマ}其筋始末、着服髮之上賄等迄、善恩共^{アマ}書附ヲ以、小惣代^{アマ}老^{アマ}可相祐ケ事、小惣代^{アマ}大惣代^{アマ}可届屬事

次第困窮可仕存奉存^{アマ}付、何幸御慈悲^{アマ}以、村方為教育恩召、御恩^{アマ}付、武治六年已前丑年^{アマ}当年寅年迄、人別帳面奉入御覽^{アマ}付、右之内燒失仕^{アマ}年^{アマ}御座^{アマ}付、御書上不仕^{アマ}、年々退転者多御座^{アマ}付、村方次第困窮可仕存奉存^{アマ}付、何幸御慈悲^{アマ}以、村方為教育恩召、御恩^{アマ}付、武治六年已前丑年^{アマ}当年寅年迄、人別帳面可相處^{アマ}付、右余り地手御田地少々宛々^{アマ}主付、往々村方生立亦様可相處^{アマ}付、右余り地手入相続^{アマ}出来い様仕度、此已後役人共取計^{アマ}行渡不申与奉存^{アマ}、何卒右

右付一見之節たる共、吸物香通、肴有合品ヲ以二種ニ可限事

何事によらず客來你節、一汁一菜可限事

兼被仰聞ひ通人柄不宜其上博矣、拂り重立ひ者ハ、其村々町

々名王元^田及教誨夫々渡世向出来ひ様取計遠し、不取用ひハハ、

小總代^三教誨致し、右をも不用ひハハ、大總代^一同議定之上、成文

御苦難、不相掛様取計、万^一不取用ひハハ、其御筋^立御差出し^可

仕事男女看服之儀^ニ、大小總代之者申談置、神仏參詣祭礼場等心付、右

取様之議定^ニ相背^ハ者、相改可申事

一今般御改革筋、在町御領中一同制方行届、区々^ニ不相成様心掛可申

事右之通御改革^ニ付、諸事相改、前書之通御領分在町一同取様議定仕上上

*右ヶ条^ニ旨聞^ハ相背申間致^ハ、依^レ為後日議定^ニ札如件

文政十二^年十一月 東通上泉村

十二月 肝煎平次郎^⑩

平甚^⑪市^⑫平五郎^⑬

名左衛門^⑭松^⑮平^⑯八郎^⑰

(整理番号) 一一一¹³

人別五百武若干人

但<sup>者人^ニ一日付
老^ニ年老石八升</sup>

此麥五百六拾九石老石六升

但^{高百石^ニ付}

積石三升武合

内^{此代永四メ百八拾文老石分五厘}

殘麦五百五拾九石老石武升八合

此代永四メ百八拾文老石分五厘

一麦七石九斗八升八合

此代永三貫三百五拾八文三分三厘三毛

此金三兩老石分銀四匁七分

右^ニ此度社會積石御立法被^仰出、小前^ニ同打寄セ得と申聞^ハ是、一同

難有奉承伏、年々前書之通御領上申聞^ハ、何卒村方御取納米之内^ニ御

買入、村方鄉威^ニ御預被下度奉願上申^ハ、尤年々積替之節ハ御伺申上^ハ、可

任御差圖^ニ付、右願之通被^仰付被下置^ハ、難有仕合奉存^ハ、以上

天保十三年^ニ半

七月

(付箇)

一^ニ金三兩二分

十錢五百三拾九文

十月十四日迄可相納事

東通上泉村

長百姓文

同組頭

同同同

勘伴

音采

吉造

同同同

勘治郎

吉吉吉

久治郎

茂兵

甚左衛門

八兵衛

名主

宗兵

甚左衛門

御元ノ
御役所

(委託) 天保十三年^ニ社倉積石御願書

七月 東通上泉村

(5) 天保十三年七月 社倉積石御願書

貢十月十四日附
今三兩老分

錢五百三拾九文

此米拾武俵ト壺斗八升老合也

内 拾武俵也

壺斗八升老合

社倉交代

一 金壺石五斗付

天川大鷗村預合付

天川大鷗村預合付

(整理番号 六一十二)

(6) 天保十五年七月 不斗出者吟味書上

差上申口書之事

東通
上泉村

新建立百姓

惣吉
当辰三拾四載

私儀被召出、当五月中不斗出仕始末御吟味付、不包有体左奉申上

此段恐奉申上ひ、去ル已年中御取西御主意被仰出ひ付、村内平左

衛門役介相成、天保六未年三月中御押借金治雨頭戴仕、新建立百姓

相成、當時家内女房男子老人女子老人都合四人暮^ニ、持高田畠合七

反五畝或歩作配罷在ひ處、七八ヶ年以前より女房身弱相成、農業等及

一切不仕、稼業而己仕外處^ニ追々借財相嵩、返済手段差支、貸方^ニ度々返済可仕旨申來、無撫當五月十日村方不斗出仕、同國勢多郡新川

村云兵衛と申者兼^ニ知人付、同人方^ニ罷越一向相頼、作方手伝等仕

罷在申外處、不斗出後女房出産仕外趣承^ニ處、一体身弱^ニ家内暮方^ニ

も差支可申哉と奉存^ニ忽^ニ不斗出之儀心得違^ニ可^レ更先非後懃仕、何

卒方癪仕、農業一筋相勵申度貰、右伝兵衛^ニ風与出之始末委細^ニ

相頼、一向相頼^ニ處、早速伝兵衛上る村内親類與茂七方^ニ沙汰仕具ひ

處、御届済之上、當正一日新川村伝兵衛方迄、村方親類與茂七迎參見

い間、同夜帰村仕相候罷在申^ニ、尤於出先何^ニ掛合之儀一切無御座

b、右御吟味付、不包有体奉申上ひ通、少^ニ相違無御座^ニ、以上

天保十五年七月拾三日

惣吉

右之者儀御吟味付申口之趣、私共承知仕外忽^ニ相違無御座^ニ、以上

右 村
親類組合兼与茂七

組頭俊介

同主榮兵衛吉

高橋重次兵衛殿

本部幸左衛門殿

鶴川瀧治郎殿

前書之通^ニ以奉入御覽^ニ、尤御吟味中御手鏡胴御纏村御預被

畏^ニ此段乍恐以書付御届奉申上ひ、以上

天保十五年七月

上泉村

組頭俊介

同主榮兵衛吉

名主榮兵衛吉

御役代

御役所

(整理番号 五一〇)

(7) 安政四年正月 御台場御用につき硝石取立て方請書

一 安政四年正月

床下土献上連印帳

東通

上泉村

差上申一札之事

此度、御台場御用付、村々家別毎々地下土御取調之上、硝石御座い居
宅^レ、被造御取立令^レ、差厚無御座外、依之村々連印仕、御請書奉差上

以上

安政四年正月

正月

東通
上泉村
長百姓 伝 六
組頭 此右衛門

同 茂 八
名主 兵左衛門
平次 郎 ⑩
太甚 平三郎 ⑩
仲清 造 ⑩
右衛門 ⑩
(以下連印六名略) 13

大串勝之助殿

第五五俵

百六拾俵

勸農米

御除米

拾七俵

餅米

平米

七百五拾四俵

右^レ此度御改不時為御改、被造御出張付、名主与頭長百姓五人組
頭立会^レ、奉請御改^レく處、相違無御座^レ、猶又此以後出来之節、私共
不残立合仕跡、鄉御藏^レ直^レ、相對致^レ様被^レ仰付、承知奉良^レ、為後日
仍^レ如件

文久二年正月

正月

東通上泉村
長百姓 伝
組頭 此右衛門 ⑩

小 勘次郎 ⑩
市吉 ⑩
伊右衛門 ⑩
主茂八郎 ⑩
(整理番号 6-39)

鄉御藏有米

(8) 文久二年正月 鄉御改帳

文久二年正月

御台場御用付、村々家別毎々地下土御取調之上、硝石御座い居

宅^レ、被造御取立令^レ、差厚無御座外、依之村々連印仕、御請書奉差上

以上

安政四年正月

未子三拾五俵

以上

三拾俵

東通
上泉村

御台場御用付、村々家別毎々地下土御取調之上、硝石御座い居

宅^レ、被造御取立令^レ、差厚無御座外、依之村々連印仕、御請書奉差上

以上

三拾俵

(9) 文久三年十二月 前橋城再築につき人足勤方触請書

文久三年十二月

御台場御用付、村々家別毎々地下土御取調之上、硝石御座い居

宅^レ、被造御取立令^レ、差厚無御座外、依之村々連印仕、御請書奉差上

以上

十二月

東通

上泉村

以上

三拾俵

此度、御城築造付、御普請中地方攝の御場所^ニ、村々出入足等之義付、御廻村之上、村役人を始、浪人、常刀人、御直支配小百姓^ニ至迄御呼出、左之御ヶ條之趣委細、仰渡承知仕付、於下^ミ御時節を相弁、聊無違、御触次第速^ニ罷出、御差因、隨ひ、一統勢力を尽し相衡付可仕付

一村々家別老人ツツ之割合^ニ、板令ハ百軒有之村方^モ、百を老ヶ村之人足高^ニ御取極被遊付付、右之内三ヶ一を一日之出高^ニ相定、日々罷出相衡ひ様可仕事

但^シ御用^ニ相立兼ひ老人、幼少、女子、後家等之分^ニ相除、尤一家内

御用^ニ相立者有之^ハハ、当主代リ相助ひ様可仕付

一自他之無差別、年季奉公罷出^シ者、相除、尤半季奉公罷出^シ者^モ、半人丈相助ひ様可仕事

一農役入之體、鄉例^ニ不抱、出入足相動ひ様可仕事

一農業町頭^ニ出入足御免除可被成下筋合^ニハ得共、左^シ御普請之方、御差支^ニも相成付付、御時宜次第、御融當被遊付付、農事手

操仕、相助ひ様可仕事、一達村之義^ニ、其日帰、日々罷出相助ひ様可仕事、是之上相属不申付付、御模様^ニ寄、芝埠伐取、又附送ひ、其外實刈入共、纏ない共、御差因次第可仕事

一村々人足出高^ニ心し、差派役人罷出^シ様可仕事

一御普請所近辺五、人足寄場御補理被成付付、御役所^ニ罷出^シ様可仕事

一足着到之初ハ御混雜^ニ仕付付、本文之通差派役人^ヲ着御届仕、是前休之筋、人數御改被成付付、散乱不仕續差立^ニ御場所

一公馬被仰付^シ節^ニ、人足武人^ニ御見替可被成下之事

一御場所之義、坪割^ニ以御渡被成付付、出情仕、仮令ハツ時仕上^ケ付共、直^ニ帰村被仰付、尤七ツ半時^ニ仕上ヶ、残御麾^ニハハ、其日出入足之内申令、翌日罷出仕上^ケ付様可仕事

一請取丈ヶ之分仕上^ケ付付、御改^ニ請^シ様可仕、尤御場所^ニ寄坪割御渡被成兼^シ節^ニ、御差因次第相助ひ様可仕事

一村々出入足御場所着^シ限之義、近村正六ツ半時、遠村ハ五ツ時迄^ニ着可仕事

一人足老人銀武百文、馬鹿足日四百文^ニ相定ひ様可仕事

一人馬賃錢割合之義、一村限分別高^ニ割合、尤病身、後家等^ニ人足相助不申^シ半萬潤^ニ半人勤者^ニ七分五厘高潤^ニ可仕事

一人足共量体等之節、為相國太鼓^ニ御打被成^シ事

一芝埠老敷長三尺、幅老尺^ニ御定^シハ得共、伐方を始附連ひ等、遠近

西^ニ御座^シ付、御取調之上、追^シ御差因可有御座^シ事^ニ一丈之義^ニ六尺繩^ニ東キ、老東御定^シ有之^ハ得共、刈取并付込^シ之義^ニ、是又遠近之誤^ニ御座^シ問、御取調之上、御差因可有御座^シ事

一村々出入足多數之義^ニ付、權^シケ間敷往來之^シ等^ニ對^シ、被是申懸^シ難改^シ仕^シ之義^ニ付、仕間敷事

一前御ヶ條之趣^ニ村役人勿論、小前一同逐一承知罷^シ、御場所御付苦

御不都合之義共無御座^シ様可仕事

一右之通被仰渡之趣^ニ、村役人を始小前一同承知奉罷^シ、依之通印御請書差上^シ

七

市郎右衛門 源左衛門 又四郎 孫善宗重兵
津達平老聲^{ハシタカ}付 伴幾^{ハナヒ}右衛門
相勤^{ハシタカ}申付 連平^{ハシタカ}右衛門
半季奉公 同 人足勤^{ハシタカ}浪人者
高橋慶治郎

溝井式ヶ所御座レ
 大塙 三ヶ所
 小塙 拾ヶ所
 大機 五ヶ所
 小橋 式拾ヶ所
 百姓四壁無御座レ
 割付之外何ニシテ無御座レ
 御年貢之外何ニシテ無御座レ
 屋根附
 木挽
 大工
 板割
 梱師
 酒造
 当村百姓家數百三拾九軒
 本百姓百五拾老人
 人數合七百武人
 人數合武拾四人
 馬數六拾七疋
 牝人 無御座レ
 当山方山伏無御座レ
 桑烟御年貢地 植置申レ
 肥之穀ハ大豆干納等仕レ
 煙肥之穀ハ小醤油粕等仕レ

作間坐商人拾三人御座レ
 当村之内市場問屋無御座レ
 鈎扣 老軒
 人数七人
 右カミ此度郵便御改レ、依之委細御書上レ通、少々相違無御座レ、為
 後日依シテ如件

右村	名	主	高	橋	文	造
同	頭	黒	崎	伴	造	造
同	組	伊	重	郎	造	造
同	頭	津	平	治	郎	造
同	吉	嘉	重	治	郎	造
同	津	重	吉	平	郎	造
長百姓	伝	治	吉	平	郎	造
同	船	重	吉	平	郎	造
	津	吉	吉	平	郎	造
	傳	吉	吉	平	郎	造

(整理番号
一一四)

明治七年三月 赤城山牧場論清口証書

(義)
明治七年

赤城山牧場論清口證書

三月

北第六大区
六小区

今般、赤城山中牧畜耕作地相頼レ一件、付、右山中實刈取之村々種々

乍以吉物フ奉申上レ

苦情相頼外處ヨリ、御官員御派出、相成、厚御説諭之上、別紙龜絵圖面之通、牧場字荒山屏風岩ノビヘ、箕輪下入口、前延塚入口、四十八曲坂上、右箇所仕櫛門相定、馬番付置、櫛外不指出様嚴重取締可致、万一櫛外渡出ハ第、御上様法律ヲ以被取行共、申分無之外、字岩下栗林、小沼之原、千手ヶ沢、カクマン源、大沼端、沼之上、舟ヶ沢、姥子坂上、右場所内^ニ雷義致之、尤字接沢通路之築^キ、嘗刈取之者并利之為、毎年十一月一口ヨリ三十日之間、馬野飼之巻相除キ、嘗附馬往来之妨ケ不致事之示談行届、向後双方共申分毛頭無御坐^シ、此段追印ヲ以奉申上仰、以上

明治七年三月

嘗刈取村々

北第三大区七小区

勢多郡下小出村

立会人 藤井 清作

同 郡龍藏寺村

副戸長 今井 政吉

同 郡不動堂郷

副戸長 六本木 弥吉

同 郡小神明村

副戸長 長岡伊平次

同 郡小森村

副戸長 青木與三郎

同 郡荒牧村

立会人 美田 喜四郎

同 郡根村

立会人 枝原 与八

同 郡端郷

副戸長 品川 庄平

同 三小区

副戸長 内田 德平次

同 郡北代田村
立会人 福本 庄蔵

同 郡西片貝郷
立会人 清水 栄吉

同 郡東片貝村
立会人 茂木 伝作

同 郡小坂子郷
立会人 茂木 伝作

同 郡島取村
立会人 石田 武平

同 郡端氣村
立会人 関口 長蔵

同 郡五代越
立会人 町田 久藏

同 郡近藤嬉平太
立会人 町田 久藏

同 郡上沖之郷
立会人 町田 久藏

同 郡原之郷
立会人 町田 久藏

同 郡長近藤嬉平太
立会人 町田 久藏

同 郡長岩田 兼八
立会人 町田 久藏

同村

惣代 斎藤 四郎

同六小区

副戸長 余良 和平

同 郡石井郷
副戸長 桃沢 徳藏

同 郡田島村
副戸長 下田 音八

同 郡横沢郷
小前惣代 井上赤五郎

同 郡横沢郷
小前惣代 井上赤五郎

同 郡大島郷
立会人 武内 藤蔵

同 郡上泉郷
立会人 武内 藤蔵

同 郡大島郷
立会人 石田 武平

同 郡大島郷
立会人 関口 長蔵

同 郡大島郷
立会人 町田 久藏

1	整 理 番 号	勞多郡上長穂村	副区長	柏川友平次
34-	文書番号	副戸長 設楽忠次郎 同	四小区	同
御様印写	同 郡下長穂郷	副区長 池田莫三郎	副区長	同
寛延三年	副戸長 大沢文五郎 同	五小区	同	同
	同 郡女屋村 同	同	同	同
	副戸長 真下半藏	同	同	同
	同拾屯小区	同	同	同
	勢多郡井井邨	同	同	同
	副戸長 斎藤敬次郎	同	同	同
	北第一大区	同	同	同
	貯属土族	同	同	同
	牧場洋岱人 加藤良夫	同	同	同
	前書之通事夷=相達無御座珍=付奥印仕、此段申上亦也	同	同	同
	北大一第区々長	同	同	同
	森本 茂	同	同	同
	北第三大区々長	同	同	同
	根井弥七郎	同	同	同
	熊谷県令 河瀬秀治殿	同	同	同
	(注) 明治二〇年前後以前のものは未調査である。	同	同	同
2	上表古文書稿目録	(整理番号 一一六二)		
1、領 知・村 政(鉄砲・譜・達・確定)	(連名は二段にした)			

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	
599	53	49	49	-2	-1	598	75	273	36	486	561	-1	487	545	500	132	277	491	51	44	283	107	264	265
日誌	細帳	議定書上	議定御書上帳	伍長御書上帳	入選中議定記録帳	役口給分議定書	人足馬議定記録帳	村議定御書上帳	御主賄費御書上帳	乍恐以書付御願上候	再議定之事	差人中議定之事	御取締被仰渡再議定	左悉以書付御願奉申候	囚人議定書之覽	御主賄費御書上帳	議定運印	村議定書	御取締被仰渡再議定	御主賄費御書上帳	議定運印	御取締被仰渡再議定	議定書	
明治五年六月	明治八年八月	明治三年三月	明治三年三月	明治二年二月	明治二年二月	文久三年二月	文久二年二月	万延元年十一月	万延元年十一月	安政五年三月	安政五年四月	安政三年九月	安政三年一月	嘉永七年九月	嘉永七年九月	嘉永五年七月	嘉永五年七月	嘉永元年五月	嘉永元年五月	弘化五年八月	弘化四年十一月	弘化四年十月	弘化四年二月	
書類 県布造 大政百布造覧																							博美に付する若者議定	

5·6	4	3	2	1	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	口 詒三
52	50	115	131	140	275	276	269	561	-2	437	432	305	189	28	594	574	743	11	557	745	78	620
金右エ門 上野国勢多郡 新田本帳 元 年	金右エ門 上野国勢多郡 水帳 年	金右エ門 上野国勢多郡 木帳 年	上野国勢多郡 本帳	上野国勢多郡 本帳	大目附解書	申論書	議定一札の事	請取 御請取之事	御請取之事	御請取之事												
元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	寅年八月二十六日	卯年三月十四日	寅年八月二十六日	木箱入書類	木箱入書類													
元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	火 防	火 防																
元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	ヒ ナ 形																	
元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	鉄砲書式	鉄砲書式																
元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	上 草 村 元 年																	
元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	上 草 村 元 年																	

27	26	25	23-24	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
570	79	46	37-141	194	103	106	125	162	142	174	60	59	193	177	185	126	192	122	152
御林持主覚帳																			
上泉村山烟水帳																			
石関村入会場所改帳扣																			
上泉國勢多郡之内上泉村																			
上野國勢多郡之内上泉村																			
田水帳																			
金右門分 支付賃通新																			
戊迄新田水帳																			
金右門分 新田水帳																			
上野國勢多郡之内上泉村																			
御用木改算帳																			
前田野報																			
新田水帳																			
新支必貢送																			
新田水帳																			
正徳二年八月																			
宝永八年三月																			
宝永八年三月																			
宝永八年三月																			
文政三年四月																			
文政三年四月																			
元禄十一年一月																			
元禄十一年一月																			
元禄十一年一月																			

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	37	38	36	35	34	33	32	31	30	29	28
119	114	85	16	5	148	42	569	121	86	184	22	266	102	87	43	547	316	465	137	120	38	130	129	58
帳新報次郎房本番合賀附																								
人給改分地御書上帳																								
小前差名帳																								
御留不書上帳																								
地押付改過分寫帳																								
上帳																								
次郎房新添井敷地所御書																								
治郎房添井敷地所御書上帳																								
書作ることについて題を																								
元治文久万延安政安政安政安政安政安政安政安政四年十二月七月																								
元年三月九月																								
文化十一年三月																								

90 ~93	89 618-600	88 613-614	87 12	86 560	85 556	84 747	83 572	80~82 619	79 607	78 605	77 554	76 740	70 615	~75 552	63~69 217~222	62 199~201	56 200~202	54 200~227	53 227~227
田方分限帳	地圖添印付地主到着簿	烟方分限帳	反常表	地租改正未定帳	田方等級木定帳	烟方分限帳	金石門分地券取調小前	帳	反別總計調清帳	善約書	烟方分限帳	田方分限帳	赤城山牧場溝口貿易書	地券取調小前帳	田方案内反下機	百姓持林役木願	地券証割渡扣帳	明治六年十二月	元治二年一月
明治十一年九月	明治十一年七月	明治十一年六月	明治十一年五月	明治九年	明治九年十一月	明治九年十月	明治九年十一月	明治九年十二月	明治九年十一月	明治九年十月	明治九年十一月	明治八年五月	明治八年三月	明治七年五月	明治六年三月	明治六年十二月	明治三年十一月	慶応三年一月	
地科改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	地租改正地主代人達	
林業竹林分限帳	山方等級段割帳	村持地小作取集帳	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	林地野地分限簿	明治十一年十月	

187 ~190	186 393	185 568	181 155~224	180 225~226	112~179 17	111 673~739-1·2	110 736-1·2·3·4	109 606	108 6	107 604	105 559	103 668	101 223	98 670	~100 742	97 610	96 616	95 617
杉山御林新預り覚	檢地帳	水帳	字清水賃用取調簿	上東村地租改正野帳	陸賃用路取調野帳	耕地賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	註賃用路取調野帳	明治十一年十月
明治初年力	明治十四年九月	明治十四年十月	明治十四年十月	明治十八年五月	明治十八年五月	明治十八年五月	明治十八年五月	明治十八年五月	明治十八年五月	明治十八年五月	明治十四年九月	明治十四年十月	明治十四年十月	明治十四年十月	明治十三年三月	明治十三年三月	明治十三年三月	明治十一年十月
註賃用路取調野帳	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分	明治九年分

26	25	24	23	22	21	19	20	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
124	68	110	88	134	32	2-3	1	484	450	596	180	95	178	156 -1	23	477	481	483	541	173	478	290	289	
家作馬代金御拝借帳	上令拝借運名帳	扣帳	上令拝借書上帳	新築貸家御書上帳	御拝借錢取調書出帳	御拝借立御書上帳	御拝借錢取調書上帳	社貯積石錢取集帳	社貯積石錢定帳	共有金利子清算簿	鄉藏盛產書中造作入賈簿	積石元貢簿	御備合日數書	御備合日數書	乍恐以書付奉願上候事	乍恐以書付奉願上候事	社貯難達大意	社貯難難上候事	夫食拝借金之事	夫食拝借願上候事	安永四年閏二月	安永四年閏二月	安政三年四月	安政三年四月
安政四年六月	嘉永七年九月	嘉永七年九月	嘉永七年九月	弘化二年三月	弘化二年三月	天保十五年四月	天保十四年九月	天保十三年七月	天保八年正月	天保七年六月	天保五年二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月	天保四年十二月
十叶新建																								

50	49	48	37	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
153 -2	94	82	741	544	576	611	601	169	563	19	179	15	8	16 -6	183	182	153 -1	74	16 -3	16 -1	186	61	
永統令拝借願之寫ト書き	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書	御備合日數書
明治三十八年八月	明治三十七年八月	明治三十六年八月	明治三十五年十二月	明治三十四年十一月	明治三十三年十月	明治三十二年九月	明治三一年九月	明治三十一年十二月															

十、前橋城再築

4	3	2	1
282	163	166	45
開春御賀書請目論見帳	以書付率中上候	調査書類。付別取調直印	
辰	巳	午	未
元治	三年	十二月	文久
元年	九月	九月	三年
慶応	四年	三月	元治
四年	三月	う松平氏由儀城移成に伴	元年
慶応	二年	九月	三年分あり
慶応	四年	三月	元治
慶応	四年	三月	元年

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
117	663	657	654	171	639	637	30	633	471	628	434	333	438	24	27	147
融通石割合覚帳	入札	御	札	通	若者	上留要扣帳	床下土敷上通印帳	草津湯治病人引渡證文	はな板	観	御書上扣	請帳面改帳	一札之事	廻金調控帳	はな板	観
慶応	文久	文久	文久	四年	安政	安政	安政	嘉永	嘉永	天保	天保	弘化	五年	正月	十年十二月	二年四月
慶応	二年	二年	二年	正月	四年	四年	四年	子年十二月	正月	十一月	正月	三年	十月	百文	水戸金沙山配勅化題	米穀扱い出名書上立?
慶応	四年	四年	四年	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月	正月

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	
16	260	667	447	439	451	525	461	467	453	443	446	444	440	436	435	156	528	526	288	612	558	160	167	
-2																-2								
連印状	頃後弘もの帳	頃後	見	観	観	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	お	
年号なし	入札覧力	年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		寅年	九月	寅年	六月	卯年	五月	卯年	四月	卯年	三月	卯年	二月	卯年	正月	卯年	正月	卯年	正月	卯年	正月	卯年	正月	
		寅年	十九日	寅年	二十九日	寅年	三十日	寅年	三十日	寅年	二十九日	寅年	二十八日	寅年	二十七日	寅年	二十六日	寅年	二十五日	寅年	二十四日	寅年	二十三日	
		二月二十九日		三月十九日		二月二十九日		三月十九日		二月二十九日		三月十九日		二月二十九日		三月十九日		二月二十九日		三月十九日		二月二十九日		三月十九日

45 44 43 42

529 267 450 14

覓 請 取 印 状

午年六月

濟職人因役請取書

不祥
二丙二分

二、妙安寺総合調査報告

(1) 一谷山記録 一

筆記

成惠院家書之

一 祖前聖人^當當寺開基成然上人、御襍類之御由緒^當、成然上人御父中務少輔良賢朝臣之空^當、八幡太郎義家御嫡子對馬守義親、御女也、聖人御母吉光公之御妹也、依之聖人と成然上人ハ御從弟也

一 当寺寶物阿弥陀如米一寸三分黃金仏ハ、成然上人李突卿たりし時、
一月輪閱白兼^大公より守り本尊。被致^小様^ハ与へ給ひ、成然上人御安置^小由也

一 当山寶物短刀ハ成然上人御取持之宝銀也、一説^ハ此宝刀ハ 天智天皇御所持^{シテ}、鍛足公^ニ賜、苗裔故、幸実卿御伝來と成^ハ由なり、然共此説^ハ不分明也

一 当寺家紋^ハ成然上人以来十六重菊也、成然上人御先祖之代、 禁裏より抒領家紋^ハ相也^ハ由也

一 覚如上人三村^ニ御人之筋、成海法師奉帰依、御木寺と成給ふ、此筋当寺安置之、祖師聖人御寿像、 覚如上人享彌刻^シ給御木像、当寺山号之額真筆を染給ひ、成海法師^ハ御付属也、尤中字之横額也、然所慶安年中炎上之筋、此額も燒失也

一 当寺三村居住之内^ハ、成然上人以来 木像御影様御堂本尊^ニ安置、本尊別^ハ亦陀堂^ニ安置、祖師聖人御真筆之大品也、木像安置^ハ相成^ハ由也

* 武州川越^ニ被引移^ハ後也、 委ハ 本尊鑄起并最頂院成賢院主之筆錄^ハ在之^ハ也

一 成音法師、成達法師、成圓法師右三代^ハ少僧都なり、尤於比叡山座主

官任官是山官也

一成信法師^モ 勅許法眼大僧都、荷德院或空法師^ハ 勅許法印大僧都、

右兩代者參 内在之ゆ

一類如上人祿田信公と御教付、当寺十四世成信大僧都、大坂^モ馳参、數年相詰走々勲功在之ゆ、御和談在之、紀州覺乘御移住故、御辭謹^モ相成い付、帰國在之ゆ節御召名代御與領地也、下間刑部卿頼兼^モ勲功御称美之書論在之、右^モ天正九斗と相見る也、尤其^ハ相知ざるなり、仍^モ往古^モ納代與代々相用ゆ事

酒井雅楽助殿^モ御嫡子河内守殿^モ御次男佛後守殿^モ、右西子之御大母^モ口蓮宗^モ、前橋義行寺^モ御也、僧後守殿^モ河内守殿前橋^モ所持之跡武万石探頭、武州川越城主也、今若州小浜城下酒井讚岐子殿^モ先祖なり、当寺門徒之御母堂^モ繼母也、家中石川氏女、仍^モ御門門たり、石川氏一類^モ当寺門徒なり、右御母堂^モ河内守殿御代、彼家^モ大僧様と称シ、前橋本丸北屋舎^モ被居住、此屋敷後^モ家門酒井正成殿^モ成ル、河内守殿逝去、御嫡子雅楽頭殿^モ御代^モ成り付、右^モ御母堂^モ僧後守殿^モ被引取、其後逝去なり、同所法苦寺^モ中一宗^モ西葬^モ、最頂院成賢院主川越^モ燒香^モ。被參、右之通故當寺^モ墓等無之なり、酒井家^モ數代河内守殿とも被称ゆ付、重慶^モ占河内守殿と称しゆ也

一成信御房、成空御房、法橋御師より段々昇進故、右丙代口 宣榮等頂戴在之ゆ所、慶安三年炎上之節、不焼失なり

一類如上人被叙 二品義王御門跡^モ 勅許付、院家一家衆始りゆ簡、成信大僧都代内陣一家、御取立也、仍^モ荷德院成空^モ、^モ就日内陣一家也、然^モ木像御影様守被申上洛被光上小簡、緋藤金御紋五條精好素綱 教如上人より許領、向後着用可有之旨被仰出、委^モ最頂院筆錄 在之、荷德院大僧都身納^モ右之通御取立在之ゆ得共、当寺を奉納地^モ被仰付ゆ、尤其跡^モ上野國^モ。在之寺^モ、高崎覺法寺^モ、沿田平等寺^モ、被仰付ゆと申義^モ無之、荷德院身納^モ格別無類御事也、寺納^モ内陣地也、然^モ最頂院成空繼日之節、教如上人以 思召當寺を院家

地^モ被^モ仰出^モ、尤格別之寺納^モ付^モ茶糸地^モ被^モ仰付^モ御事、官料等^モ一向不承上^モ也

一靈像将来、当寺 本像安置、教如上人御免、且威儀儀御免、右一本之御法務之御時 御免、仍^モ御印書下間刑部卿法眼黙座と有り、座顎^モハ西の僧官下問少進先祖之由也、右御免^モ当寺武州川越住居之間也、本尊将来之来由^モ、荷德院大僧都本尊起、專称院院主本尊起^モ詳なり、仍略之者也

一酒井雅楽頭殿先祖古河内守殿、当寺を川越へ請待之御挨拶、且^モ木像様坐上^モ付、御取持之故 信淨院様より古河内守殿^モ御挨拶之御書翰被造^モ御文言^モ、然^モ妙安寺義其地へ御呼御懇願^モ令祝着^モ、於當宗格別之古跡^モ御座^モ間、此上官類存^モ等と被^モ仰遣^モ、右御書翰古河内守殿より当寺へ給り^モ誠至御書論之趣也

一三村より川越へ守^モ移^モひ節、家^モ可加藤齊宮寺中覚云坊^モ、玄明坊^モ、本賢坊^モ 正林坊被召連、二村宿主唐輪番^モ荷德院大僧都弟子德念^モ被差置^モ也、右德念出生^モ当寺門徒三村源右衛門弟也、^モ木像御影様^モ御替^モ等身御形面戒^モ当寺川越住居之節也、然^モ御裏^モ下總国幸崎郡三村郷^モ被成^モ之、三村^モ当寺草創之地^モ百歷代居住、川越^モ被引移^モ間無^モ之、殊^モ以御使者御授与^モ御事故、國都所費^モ不申義^モ、仍^モ右之通、旧地之國都所被成^モ也、且^モ又猿鳴郡往古^モ幸崎^モと書^モ、からしまと称^モゆとも、又さしまと称^モゆとも申由也

一古河内守殿三河国西尾より相模國甘繩^モ所替在之、纏半年計御住居、大より武州川越へ所替在之由也、併^モ御御家^モハ甘繩所替^モ之義ハ堅被秘^モ、仍^モ表河^モハ不申事也

一当寺上野國御門跡^モ引移^モ之節より、教如上人恩召を以上野國寺國法眼頭被仰付^モ、尤其跡^モ上野國^モ。在之寺^モ、高崎覺法寺^モ、沿田平等寺^モ、安中西光寺^モ、宮崎乘願寺^モ、覺法寺^モ出寺無住^モ付、寺跡領主安藤右京進殿、下河辺甚左衛門所持^モ。当寺へ給り、仍^モ末寺^モ致置^モ、覺法

寺福寺之義致々願付。差免為致福寺一所、神谷伊左衛門、種坦等太夫等依願直參を免致触下置く。其後西派改流く、西光寺へ領主井伊兵部少輔殿隸家付、所替之節被連跡へ西広寺と改相続、今之西光寺是也、其余之寺へ皆當寺引移れ後起立也、大胡勝念寺^{寺社}、荷徳院大僧都兄弟行僧を遣取立之寺也、前橋政淳寺へ酒井雅楽頭殿家老本多刑部左衛門取立也、同所大泉寺へ最頂院院主弟子源貞取立也。

慶長七年

東照権現様、祖師聖人木像御影、御本山^{可被差進由}

上意上使本多藤左衛門殿入來、紫御紋幕拝領、自今御紋被下之小勝手可被相用旨、御老中本多佐渡守殿御奉書を以被仰越く、大判金三拾枚頂戴也、其最頂院民主記。在之、右上使之碑被仰出くへ、親鸞聖人木像御影并伝来之物可被為成。

上覽旨、旗左衛門殿被中渡く、仍

同年

於

駿河御城

上賈、荷徳院守護^登城在之、此節御寄附物

數品在之、最頂院々主記、詳也板行之諸記。

東照宮御本山御取

立付、上州妙安寺安置祖師聖人木像御影被御取寄、教如上人^日

御寄附と在之、御本山へ差上ゆ前、御取寄上覽在之故、夫を

御取寄御寄附と記述と見くへ、右之通書記述得ハ

御本山御規模御或

光聞^宣也。

一様現様^{上便被成}下御奉書之趣、教如様^{荷徳院具被申上}御

満悦、^御現様^{宜可被}仰進由、猶又於御本山永々御如在有之間

教旨、^御印書被成下也。

一慶長八年

木像様荷徳院守護^上洛御本山へ差上ゆ也、御入洛八正月

三日、御移御法事八正月廿四日也、荷徳院^ハ法印大僧都、仍継金

御紋五條拝領大僧都衣鉢の由、左ゆ^ハ教如上人厚^着思召^着用

御免と見^ハ難有御事也、右上洛皆當寺物人也、仍^ハ御暇申上^ハ節

為路用金子百兩被下置く也。

一木像御影様差上小節、教如上人御染筆、祖師聖人其寺開基^正為

形見授与木像御影、今度我等依望被抽懇志守申、上洛神妙之至偏興隆

然

弘法難有く、因於其寺義不可有疎略旨御書、荷徳院皮空大僧都へ被成下小、誠難有御事也、則此御書^御御狀也、成空法印後證御書と被名付く也。

一木像御影様差上在京中

信淨院様以

思召、御法名之御字成空大僧都

ハ^御拂被仰付く、雖有仕合^{被存く}、然所恐多申上有^ハ御共、拙

寺開基成然上人以來不闕^成之字伝來之所、唯今相改^ハ義難仕く

仍^ハ此義ハ御改被申上く也。

一木像御影様差上小節、從

教如上人當寺諸役永々御免也、仍^ハ于今

三季上納無之^ハ御御御定在之、御免物^ハ皆冥加^ハ御禮也、尤諸役

御免之事^事、御免狀無之^ハ得共、木像様差上く付、酒井古河内

守殿^ハ御取持、國家老高須隼人^正

御本山より御挨拶之趣、横田河

内守被申遣^ハ書狀之中、右諸役

御免之御事在之、則右之書狀當寺へ

給リ于今有之く也。

一木像御影様當寺、御安置申内^ハ、關東總御木寺、惣御門御御走被申

く、然所^ハ御本山^ハ被為入^ハ御跡、御替等^ハ御影様^ハ御門末當

寺^ハ取持^ハ所、如何可有御座哉、何卒只今迄之通御馳走在之小様^ハ致

度旨申上^ハ所、妙安寺事來^ハ各於馳走^ハ可為與隨行、御意御印書、

則^ハ関東慈末寺御門^ハ被成下、雖然

木像様御本山^ハ被為入^ハ御跡

ハ、御門末所持^ハ薄^ハ成い出也、近來他國之所持、向無之數敷事也

一木像御影差上小節以來為助成、諸國御末寺御門下^ハ奉加之義永々被成御

免く、則其旨、御印書被成下く也。

一教如上人當寺^ハ御立寄之處、黒縞綿御衣荷徳院拝領、當寺、御宿其

御、當寺^ハ御御御坐^ハ座任度旨奉願^ハ所、早速御聞濟、向後勝手^着

座可有^ハ旨被仰付、仰由、御免書於當寺被下く、横田河内守御供、仍

御免狀^ハ横田河内守^ハと在之、尤御忍^ハ御立寄^ハ得共、城中之

義^ハ問、内々酒井河内守被^ハ連く^ハ所、御内々^ハ御要心在之^ハ也。

所教如上人以思召、太子大師六祖之三幅御免、龍樹大親御禁相御本山御安置通也、三幅共授与私成空禪染筆被成下拜領安置、雖為御坊無御免御形無比類雖有御事也。

一教如上人以思召荷徵院巡讀御免、其後又以思召自院向後式文

拜御免於御本山報恩講中登高座被仰付、右御意之趣を下間按察使法印より申來、議方密授之儀ハ河州古橋願得寺教悟^モ被付、依御意伝授也、夫より累代相伝^モ餘守より伝授不請也。

一當寺前橋引移之跡ハ、古河内守殿より城中馬糞小路寺地給之住居なり成空大僧都^モ禪居無之住職^モ元和四年往生、夫より成賢院主住職、仍荷徵院^モ贈院号御免也。

一教如上人最頂院^モ荷徵院同様御懸自余格別之御事也、宣如上人^モ木像御本所之御由經被思召上、教如様御同様御懸也、宣如様^モ御茶御達人也、最頂院々主茶功故御氣入在京之節度被召御茶被罷出^モ御直書被成下拜領物等殊外御懸之御事也、當院懸所下三村、祖師聖人一番形御影御園子御免被成下小様^モ被願^モ所則御免御印書被成下^モ是ハ教如様御代數、宜如様御代數未考。

一荷徵院大僧都次男俗形望^モ宅之進と号ス、然所安藤右京進殿上高崎城主之節、下河辺^モ養子^モ差遣、下河辺甚左衛門^モ号ス、右京進殿寺社奉行之節、甚左衛門発向諸大名蒙被用^モ御之器量人也、當院より被出人故御本山を甚大切存御所持被申^モ也。

(附著) 下河辺甚左衛門御茶御影御本所之御事也、御本山大勢^モ御取被申上^モ也、宜如様御如様御御在被接御目^モ御海林も甚入魏にて直義^モ院^モも有之^モ也、甚左衛門名葉關陞

一江戸八町堀報恩寺教會往生付、跡目之鐵^モ親類中之山^モ小間、御手前御次男竹代丸殿被還可然之由、宣如上人御意之趣、栗津右近^モ申來

ル、仍最頂院院主次男竹代丸寺、報恩寺へ入院、智教院宣了法印是也

一荷徵院大僧都式文拜御免、御本山登高座迄御免之御事^モ間、

自今於自院永々式文拜御免被成下^モ様^モ宣如上人^モ最頂院々主頤上^モ所、自余相替^モ亦被思召上、願之通水々御免則其旨御免取戒^モ也。

一當院掛所三村太子七高祖無之付、最頂院成賢宣如上人御代被禪御免則御裏御染筆被成下^モ安置、然所七高祖御銘無之付、一如上

人御代即往院成安被相願御銘御染筆被成下^モ且御檢伝^モ無之付、最頂院宣如上人御代被相願御免則御裏御染筆被成下^モ也

一宣如上人當寺由緒を以思召^モ最頂院成賢巡讀御免也、下河辺甚左衛門より御礼申上^モ所、丙門様御滿足之旨栗津右近尉多賀主膳正通名之書狀、并右兩人^モ之書中當院被差越^モ也。

一最頂院々主兼^モ願望^モ当寺ハ御本山御堂木像御御本所之御事誠無比類御本山御由緒也、仍教如上人より荷徵院大僧都^モ非

例御免物數多雖在之一代之御免尤永々相残り無比類^モ中^モ付、

太子法然六祖三幅御影也、其上子慈日之範院家地御取立被成其上

上格別之御取立雖有事也、此上ハ木像御御本所之院永々之規模^モ本

堂御影堂兩堂原御免諸事御本山之通御許容被成下^モ様^モ相顧度此義蒙御免令得^モ誠御室門無双之寺格^モ少殊宣如上人^モ御茶^モ

難出^モ故格別御影之儀且下間治部卿安津右近尉^モ別懸^モ付^モは是

程宜時節^ハ又在之間數是非御教申上度尤非例之上至重願^モ付^モは

ハ表向願^モ御聞清可有之事ども不被思^モ仍茶道執心之事故

上洛^モ曉峨宣教寄屋在之を被借^モ一^モ年程退留其節御直書被成下^モ御茶^モ度々被召御懸之御事共也右瀬留中段々治部卿右近尉を

以內々右之願^モ御歎申上^モ故宣如上人^モ内々度々被遠隔^モ所

宜如様御意之趣^モ妙安寺事ハ木像御影御本所故自余相替格別之

事^モハ得共左様之願^モ宗門非例之儀殊^モ本山同様之事故疎略^モ不思^モ共此願^モ雖差免^モ度^モ是^モ右之通之御意^モ付^モは

と治部卿右近尉切之趣^モ被申^モ仍最頂院院主^モ無是非差扣被致

端國の御共、最頂院々主被存ひへ、善知識の御御尤至極の御事、
御本山を憚ひ程の願ひへ、中々容易ニ御開済可被成下事とへ不存
い併し、相思意、相諧意の御事、かへ、御開済ニ在之時節も可有と被存、
右之願望不斷被懸心願ひ、成了院主被守宣了法印、下河辺既左衛門
（彼相談）、子又段々年老ニ成る得へ又々御歎在上度に得共、宣如様
ケ程ニ自餘、相替御懇被成下所、御開済々被為在處、かへ問、一分斗
之願、御免、有間數ひ間、幸酒井河内守殿御發向之義、殊ニ御本山
（御懇意之事）かへ問、御取持之儀御頼申、春日局御髮大猷院様御比丘
尼衆御寿林発向之人、殊ニ御宗門（御本山甚大切）被致ひ、御本山
よりも御懇意、御手人被成之程之人、然所當寺、別懇、かへ問、是へ
偏ニ相頼可申叶、河内守殿御寿林より、木像御由緒を以、妙安寺
願望之義、御免被下様、厚ニ御頼ひへ、御開済有間數もの、也
無之れ、ケ程宜手筋、又無之もの、かへ問、是非々々可相頼旨被申叶所
各可然旨、甚左衛門申叶、西御門跡様厚々被掛御日被下之義、
又私ニ公邊御事等隨分致出情御取持申叶儀、殊治部御殿、右近尉
殿へ、致懇意か問、被思召立ひ様、と甚左衛門被
相勧ひ、仍右河内守殿并御寿林（御頼申小所領掌）、河内守殿より御
寿林（御懇、御頼被成、又津洋右近尉（河内守殿江戸家老閑主税より
河内守殿御頼之趣申達ス、御寿林より治部卿右近尉（河内守殿御頼之
趣、自身ニ至厚、被相頼之趣被申達、尤最頂院々主よりも治部卿右
近尉（内々段々相頼人被取持、則御開済）、御本山之通兩堂、御免
被成下、則御印書被下之、其御文言、貴守自餘、相共格別之由緒
在之付、御望之御頼之趣申達ス、御免之旨、他家より御頼之
筋ハ一向無之れ、誠難有御事共也、尤御免旨、御本山之通、御
免と在之、右近尉より閑主税へ被返札、為宗門非類木本山之通兩堂被
政免許付と有之、此狀當院へ給ひ、此節御寿林が當院へ之文數通、
下河辺既左衛門（治部卿右近尉）書状を給ひ、寛正宗無双之模様也

一御寿林之文之内、上野日門跡様ハ七条、御門跡様之御御様と有之
外ハ、東叡山第一世久遠寺院様ハ花山院殿御子、信淨院様御孫
仍ニ御朝之由、即往院々主御物語之所、子先年在府湖、江戸下谷教
證寺真心安出会之節、教證寺東叡山（厚キ御由緒有之旨物語）、久
遠寺院准三宮御伝一冊東叡山御羅板（豈彼寺ハ拜領什物之由被為見付、
左之通令抜苦置か問、此記載者也）

東叡山久遠寺院准三宮御傳

御傳御主

先師久遠寺院准三宮神（公海、姓藤原氏花山、院左大臣定熙公、之
嫡孫）、而左少将忠長朝臣（之子）、母藤原氏、号教證院、東
木頤寺、聞祖教如、之長女也、師以慶長十二（丁未十二月十二日）
生焉、父忠良有故、娶于東夷、其弟定好娶、故、朝幼
而鞠（于母家）、元和六年庚申、師年十四、而慈惠大師、適自開
束米在京、聞師貴族之子、且有儀範、乃就母家乞之、約以爲繼嗣、母家允許、遂從大師往東武、云々

以上抜書

教證院殿（教證寺附基也）

一当守御堂向、御本山之通、御免、内堂建立、付諸国宝物被露被頃上之
所、則御免、御本山奉加最初之御御志、白銀五拾枚被下置、夫
より諸国巡回（内堂建立有之也）
一当守御堂向、御本山之通、御免、付、廿四輩御末寺中々、今度妙安寺
（内堂）御免之義無比類御事（之）、如何様之義（御免被成下之哉）
段被申上付、自余、相昔御武御下知状左之通、廿四輩六番上野源橋
妙安寺御堂向、御本山之通被成、御免付、各以書付被申上付得共、
妙安寺御基成然上人ハ、御開山様御親類故自古吉余（皆）御取扱
い、殊ニ、木像御影様被差上付、從先門様格別、被仰付

一問、左様有可御心得旨家老中通名。廿四蒙御末寺御下知状出、右之御下知状廿四輩一番故、報恩寺へ相納被置ゆ所、報恩寺宣了法印々還相院々主へ被進ゆ付、當寺へ相納りゆ也。

当寺御三物成賢院主守被申、上落御拝覽之義被相何ゆ所、

宜如上

人、琢如上人御拝覽被為成ゆ、菊御門より入於小寢殿莊ゆ也。

様る御散物島目被成御佛ゆ也。

一等身御影様拝領之節、教如上人御授与之御裏被成ゆ、下間按察使

御本山御伝來、遵如上人御染筆、等身御影以御使者被下ゆ趣、添翰筆

有之末代之僧云殊略、為不成、木像御影并等身御影様之由来を、善

知識御染筆頂戴、等身御影奉添置成、御拝覽之節成賢院家被願上

所、則御添書宣如上人御染筆被成ゆ也。

同時、宣如様思召を以、大品本尊御授与、則御裏授与积成賢と被成下

ゆ也。

一当寺前橋へ引移遷無之付、最頂院建立之頃、奉加在之ゆ所、

酒井雅楽頭殿家中太田金兵衛^{官印五}當院之門徒故、為廟堂金子百両被納

ゆ、則右之金子鍛錆之節其鑄入ゆ、仍音茲宣也、其後數度炎上之節

燒落ゆ得共、損事無之音不替、定黄金之德也。

一報恩寺智教院宣了法印矣無之付、最頂院成賢院主三男毛丸養子^一、

被相望差遣ス、謝徳院宣翁院家是也。

一祖師聖人御真筆小幅六九字御名号石招^写、御門徒中^口授旨教度旨、

宣如上人へ成賢院家被願上^い所、則御免御印書被成下、夫^ム成賢院

主右丙輪尊号自身被透写石招^影、影刻為致ゆ也。

一当寺内仏、本尊へ往古より宝物之内定朝作之木仏安蔵、御開山様御影、成然上人肖像往古より安置在之ゆ得共、御名御裏無之付、宜如上人へ願上^い所、内仏安置開基肖像御染筆被成ゆ、義難被遊ゆ、然共自余^一相替ひ義伝來之通可被致安置旨御印書被成ゆ也。

一最頂院成賢院主西門六九、十二歳之時成賢院主へ被進ゆハ、兄弟^二大

勢之事^一、ゆ問、私ハ淨土宗^二相成本山僧正地仕職迄^三直近申度願望^一、ゆ、最頂院被差留ゆ得共六丸申ゆハ、他宗とハ乍申^一元祖聖人御宗旨之事^一、ゆ得^一、餘宗とハ達外義長命^一ゆハ^一、總本山住職^一法相成ゆ得^一、御宗門之深厚をも相弘度淨土宗之出家と成、十八檀林^一學文致度旨段々被相願ゆ付、左程^一被存ゆハ、原子之義^一ゆ問、勝手^一被致^一、

ゆ様^一成賢院主免許有之ゆ条、夫^ム上州新田郡太田大光院夢幻和尚八

大徳之僧故、弟子^一成剃髮出家して理譽了玄と授られ、於彼寺修学有^一

之、然处女幼年之内夢幻和尚往生付、武鄉^一法泉寺^一相馬兵庫^一行本若^一

寺^一遷^一法泉寺和尚之会下^一属、血脈被受^一法泉寺^一頑學多才^一成詒^一也。

一最頂院成賢院主五男七九、東泰院様以^一思召庶子得度被成^一御免公

名宮内卿法名大円号餘間^一被居ゆ所、武鄉^一法泉寺^一相馬兵庫^一行本若^一

之息^一、成賢院主之室智光院弟也、右之内縁有之付宮内卿を養子^一。

一最頂院成賢院主之室智光院弟也、^一被居ゆ所、法泉寺^一飛櫓地^一ハ得其^一、内縁在之ゆ間差度旨

御本山^一御伺申上^一许得^一差遣ゆ様^一嚴命、其上萬寺^一由請法泉

寺^一餘間地^一御取立^一則法泉寺^一餘間^一御免差難有御事也。

一三村掛所^一推古天皇勅願^一よりて、聖德太子開闢之地、成然上

人舊基を補ひ妙安寺を草創、往古より妙安寺領と号し除地也、然所成^一

賢院主^一大猷院様御代^一東照櫻現様上使被成下、依上意^一祖師聖人

御自作御木像^一御本山^一差上、則上使之御紋幕^一御免^一、并^一

御免^一、荷德院^一神君^一御出入被申御被成下^一持領物在之ゆ、右之由緒及言上

除地を^一御朱印^一成下ゆ様^一、正保年中^一被願上^一、酒井雅楽頭殿^一

御老中御役^一厚キ御取持也、則慶安元年八月十七日右之除地を高十石

任先御寄附^一井寺中竹木路役等^一御免如^一米水不可有相送^一御免^一

印被成下^一頂戴^一、其段^一御本山^一申上^一付^一宜如上人御滿悦被成^一雅樂

頭殿^一御挨拶^一御書翰被遣^一、右之御書翰雅楽頭殿^一當寺^一被給^一也。

一当院宝物高台寺形天日台^一、太閤秀吉公北野^一おひて千服茶在之^一諸

大名^一御愛心^一御御用ひ之品也、^一神弄^一被進^一内を^一信淨院様^一被

進 東泰院様御云來也、其内を一々最頂院院家拌領也

一当院院物 宜如上人御作御一重切花入 最頂院院主六十賀於京都被催

小節 宜如様御祝子世、友と銘被遊、右之花入へ御染筆^{正子}世友光
従と被成、成賢院家頂戴有事也

一成賢院主中風被相煩、住職之内も成了院主^主守務在之れ也

一覺如上人御影寄進三州^寄被引移れ、本多刑部卿左衛門也、法名風残、

西井雅楽頭殿國家老^子意氣揚刑部左衛門是也、成少法印代也、右本

多刑部左衛門^ハ当院之旦頭也、子息刑部左衛門之代^ニ成、且頭之所、
当寺取扱輕^ハ持と難題を被申、成賢院主^兼不和也、併表向無故障
教如上人御影寄進^ハ右之小野田七郎兵衛^ト山本忠左衛門尉也、右忠左
衛門^ト雅楽頭殿江戸家老^子法名了哉、右三人共^ニ当寺門徒也、此内幅
立^ヒ寺今之前後政淳守は也

一蓮如上人御影寄進小野田七郎兵衛^ハ雅楽頭殿江戸家老^子法名了哉、
教如上人御影寄進^ハ右之小野田七郎兵衛^ト山本忠左衛門尉也、右忠左
衛門^ト雅楽頭殿江戸家老^子法名了哉、右三人共^ニ当寺門徒也、此内幅
立^ヒ寺今之前後政淳守は也

一成賢院主之代也、顧主^ハ教了院主也

一三村留^シ居輪番^モ念子最頂院々主子弟^ニ成、法名順西、後^ニ專西とも
言、留主居輪番^モ付被置^レ、其後寺号頗度^モ、寛永年中 御本山^ハ
願上願正寺^ト 御免、順西子了念、即往院々主子弟^ニ成、願正寺^ト付
留主居輪番^モ被中付置^レ、其後飛櫓^モ願度^モ、即往院々主^ハ了念願^シ所、
是前橋寺中^并三村輪番^モ或^シ義智^モ、前橋寺中^ニ常末席^モ、^シ所、飛櫓^モ相
成^レ、^シ前橋寺中^ニ差摩リ^シ間延成^レ、即往院々主被申^シ所、飛櫓^モ
相成^レ、^シも前橋御寺中^ニ座次第出勅可仕^シ付、飛櫓相願進^レ也

一寛永年中成賢院主暫御被勤^レ也
一慶安三年成賢院主繼尼、最頂院^ト 御免、夫より教了院主住職、法名
成了^レと被成^レ也
一宣如上人成了院主^ハ最頂院々主同様、御懸被成下^シ也

一慶安三年三月三日夜自火^モ、内堂、書院、庫裏、寺中悉炎上、其跡迄

ハ御宝物別々之箱^モ奉入、奥^モ押込^シ棚を釣^ル安眠^シ出也、然所急火

大風故、御堂 本尊様^ト御真影始安置^シ御影漸卷出、然上人自

作木像^ハ御背^ハ火付^シ漸出^シ、仍^シ今^ニ少々焼給^シ跡在之^シ、御

宝物^モ漸舉出^シ燒故取残^シ品、御宝物之内^モ燒失有之也、右之缺故

伝冬之諸輪番記母類悉喪失、時節^モ可有之^シヘ^トモ歎敷事也、火鏡^モ

御宝物安置^シ之押入之跡灰^モ取除^シ所、^シ速如上人御目^シ御影計戮^リ

給^シ、尤御裏^シ表具網地左右 御名^モ半分燒失御身斗無恙、誠末代之

不思議奇特也、仍^シ火中出現^シ之御影^ト奉称也、其以來長持^シツヨ御宝

物^モ諸輪番^モ記母類悉喪失、時節^モ可有之^シヘ^トモ歎敷事也、火鏡^モ

被致^シ故、板屋町^ト引移、數度^モ類號^モ御寶物^モ大切之品、無恙也

一成了院主^ハ慈流之筆号大沢、真跡^モ損物等^モ今在之^シ、一生独身^シ手

跡茶^モ被美異人也、然^シ炎上之事備^シ予の不德也、早^ク廻居在之度^モ

一住職を了玄^モ被讓度^モ、最頂院々主^モ井門末^モ被申達^シ所、各一統^モ

差留^シ、^シ共^ニ是^モ非^シ廻居之望^シ付、各承知有之^シ、然所了玄被申^シ、ケ

程^モ修学^シ聞、何卒僧正迄昇遷^シ之願望^シ、^シ聞、住職^ハ法泉寺宮内卿^ハ

御譲^リ被成^シ様^モと詳退在之^シ、^シ共^ニ舍兄之事^シ、^シ問、是非當寺相続

在之^シ様^モと兩院主^モ井門末^モ一統^モ懸望在之^シ、左^シハ^シ婦本宗家

相続致^シ義^モ本望之事^シ、^シとて、当寺^ハ帰^リ六九^ト稱^シ得度^シ目^シ在之^シ、

公名三位法名^モ成^シ者^モ、新知恩寺^モ境屋和尚^モ授^リ、^シ血脈等^モ不浅^シ大光

院末前輪片^モ貞正寺^モ被相納^シ、^シ規座和尚^モ六字名号^モ一編^モ當寺^ハ被

相成^シ、^シ前橋寺中^ニ差摩リ^シ間延成^レ、即往院々主被申^シ所、飛櫓^モ

相成^シ、^シも前橋御寺中^ニ座次第出勅可仕^シ付、飛櫓相願進^レ也

一大猷院様御他界之端、成賢院主公儀^モ被願上^シ趣^シ、^シ機運様依^シ、^シ上意

木像御影様^モ御本山^モ差上^シ訖、御教^モ御免之義^モ御德院^ト御懸被成^シ
下^シ御領物等^モ之^シ越^シ、^シ及^シ言上御飄逸絕^シ絶^シ相勅度^モ、酒井雅楽頭殿

御大老御役中御取持^シ被願上^シ所、^シ御許容在之^シ、^シ東嶽山被相

務御布施預戴在之ゆ也

一右之以由浦成院主被願上 繼有院様御代替御礼願之通、秉與獨礼仰付被相勞、御時服拝領雅樂頭顱取持也、夫^レ御年頭秉與獨礼正月六日被勤ゆ也

一承応三年成院主往生、跡日之義江戸法事寺宮内卿旨房相続在之ゆ様 =遺言、最頂院々主、還相院々主^ニ血脈無之義可然旨^ニ、法泉寺へ右之段中遣ゆ所、餘間地。御取立^ニ宮内卿賣い故事。ゆ間、相房^ニ義教敷ゆ得共、本家相続之義^ニ外聞無是非^ニ、御房可申旨^ニ宮内卿被居難目在之、夫^レ御法名成悉^ニ改、室門^ニ寒名^ニ被致^ニ、又後^ニ法名成実^ニ被改ゆ也、成齊院主願院号專称院と^ニ御免なり

一歲有院様御代成院家如先規、正月六日御年頭秉與獨礼三ヶ年^ニ一度被相勤ゆ、然所壯年之中病身^ニ付久々不露出、病氣之御断不被申上故自中絕^ニ相成^ニ也

一最頂院成院主似影 琢如上人^ニ成院主被願上ゆ所^ニ似影安東風地紋法服^ニ被成下、就夫家紋之義十六重菊^ニ御座ゆ旨申上ゆ所^ニ禁裏^ニ御造應使有之家紋可被下旨^ニ合母紋被下ゆ、紫紋白^ニ五條右似影銘御裏御榮筆被成下ゆ也

一同砌 琢如上人以忠召御諱字拝領被仰付ゆ、成院主被申上ゆハ教如上人成空大僧都^ニ御法名之御字拝領被仰付ゆ、然とも成然上人以来成之子庶代伝來之處、只今改之義難仕官御断被申上ゆ、乍恐御字失名。拜領仕度旨被申上ゆ所、勝手^ニ致^ニ様^ニ被仰付ゆ、仍^ニ實印を被見^ニ被改ゆ、实之字を法名^ニ加^ニ成大^ニ被改ゆ也

一淳寧院様 泥洹院様即往院成院主^ニ御製被成下、上京之節御料理被下禮、旅宿^ニ御菓子杯頂戴在之ゆ也

一当守慶安年中燒失後假堂假家之物、酒井雅楽頭顱^ニ御代馬東小路用地付、明暦二年板屋町^ニ境内^ニハ板尾町也、本坊有之介所ハ前代田村分也、当寺引移^ニハ板屋町分^ニ成^ニ、此第為

引料寺領一千石藏米也、永々寄附在之ゆ、今境内足也、馬糞小路、板

屋町、前代田村共^ニ群馬郡也

一板屋町^ニ引移御掌建立之善請。取掛^ニ付、華葉頭脳^ニ思召^ニ御堂上道具材木不殘寄附有之ゆ也

一慶安三年当院炎上之節焼我給ふ 莲如上人御白西御影御修補之御裏被成下ゆ様^ニと、同砌焼失し給ふ 法然聖人御白西御影、成實院主自筆を以^ニ写被置^ニ、右御影^ニ御名御裏御榮筆 常如上人^ニ被願上ゆ所、則

願之通御裏^ニ蓮如上人御影ハ修補之 法然聖人御影ハ写^ニ之、則御染

筆被成下ゆ、一谷山妙安寺常住物也と山号被成下ゆ也

一即往院々主^ニハ數寄^ニ金英堂得生^ニ与^ニス、右 法然聖人御影^ニ被写之其外掛物等于今有之ゆ也

一還相院成了院主似影 常如上人^ニ成院主被願上ゆ所、最頂院々主似影之通。

一御免経御裏 御榮筆被成下ゆ也

一三村掛所須彌櫻之義成院主被願上ゆ所、須彌櫻之義ハ難成御事^ニハ依頼^ニ顯寶物諸國抜露御免、則證狀在之ゆ、成院主御寶物被入御

拝覧^ニ諸國巡回之積^ニ所、掛所^ニ一乱^ニ付此一件。取掛^ニ露^ニ無^ニ由^ニ也

被成下ゆ、則 御免狀在之、委細^ニ栗津右近尉書狀^ニ有之^ニ、御鉢銀

十枚被送上^ニ、尤病身^ニ付以便惣被願上ゆ也

一依頼^ニ顯寶物諸國抜露御免、則證狀在之ゆ、成院主御寶物被入御殿^ニ下^ニ御朱印御改^ニ付、出府之段相^ニ、御朱印^ニ追^ニ可被成下旨^ニ御朱印地

被指染色々之字^ニ、^ニ臘々敷^ニ、夫故^ニ御朱印追^ニ可被成下旨^ニ御朱印地

之分歸^ニ被仰出^ニ由^ニ也、又問^ニ無^ニ之出府^ニ諸寺社難義も可有之旨^ニ、

其所々之御代官領王地頭^ニ相渡^ニ頂戴被仰付^ニ由^ニ也

三、昭和五十三年度前橋市指定文化財

史跡本城氏の墓三基

一、所在地 前橋市紅葉町一丁目九番十四号 長昌寺内
一、管理者 前橋市紅葉町一丁目九番十四号 長昌寺代表役員 住職 薩木虚堂

一、現状

長昌寺山門内右手に三基が並んでおり、向かって右（東）と中央の一基は、空・風・火・水・地と、それぞれ五輪に刻み、右の塔には地輪に「羽州油利之住、鏡清院殿明憲春光大助逆修、寛永十六、正月吉日」とあり、中央の塔には、地輪に「明憲に貢珠大御定尼、寛永十四年丁丑正月一日」とある。また向かって左の一基は、五輪に梵字で一字づつ種子を刻んである。この種子は、キヤ・カ・ラ・バ・アーリングの五字で、アーリングは大日如来でありこれらの種子は、東方発心門を表わすものである。地輪には、「羽州油利、本城主水正、寛永七年庚午五月十三日」と刻まれてある。（「主水正」の「水」は「氷」が正しいのであるが、ここでは「氷」の字が刻まれている。）

左右中央何れも安山岩で、高さは、向かって右が二三七尋、中央が一四〇・五尋、向かって左が一九六尋である。

一、由来（徵証）

慶長七年（一六〇二）徳川家康から出羽国五十七万石を賜わった最上義光の最高の家臣に樋岡満茂があり、満茂は現在の秋田県本荘市と由利郡にある由利一円四万五千石を与えられた。満茂は、最初湯沢城にいたが、次いで赤尾津に移り、更に尾崎山を開拓して尾崎城を築きこれを本城とした。この時樋岡姓を改めて、本城豊前守と称するようになった。

最上義光に始まる最上家は、第三代義俊に至って、家臣團の不和対立の内紛から、出羽五十七万石を没収された。

この最上家の改易によって、元和八年（一六二二）本城城も破却を命じられ、多数の浪人を生ずるに至った。このとき本城豊前らは、既に酒井の家臣は、これを最上衆と言ったことが、前橋領及び酒井家の制度や史実を記した『直泰夜話』（第四十七項及び第二百九十二項）と『前橋史』（第一卷）に出している。

当時豊前とともに前橋に来た者は、百五十石に達したと言われ、豊前は三千石を与えられたが、自分は千石を領して隠居生活をなし、二千石は他の者に預けたと言われる。

豊前らが酒井家に預けられてから、百一十七年後の寛延二年（一七四九）、酒井氏は、姫路移城となり、最上衆もこれに従った。中でも、豊前守五代の孫本城同右衛門は、番頭として城交代の際奔走したこととが、これも『直泰夜話』にある。

この姫路移城から六十二年後の文化八年（一八一）豊前の後裔である本城満主は、たまたま城主の参勤交代に従って江戸にいたので、家臣の奥大夫を前橋に遣し、前橋寺官長昌寺に祖先の墓を尋ねさせた。奥大夫は、その時荒廃した墓を修理し、繪図面を描いた。その時の絵図面によると、当時長昌寺には、初代満茂の位牌を始め、初代満茂、二代親茂、三代満眞、四代満武、その他一族の墓石十九（このうち五輪塔四）、石仏二体があつたことが、神戸在住の本城氏の子孫の家から発見された。しかし文化八年の調査から百六十七年を経た現在では長昌寺には、前記三基の五輪塔が残っているだけである。

これは、利根川の洪水のため、寺域が川に欠け落ちた際に流されたのではないかと言われているのと、同寺が再三の火災（近くは明治三十一年）にも遭っているので、他に史料として見るべきものは何も残つ

ていいのが現状である。

現在の三基の五輪塔は、向かって右は、本城豊前守満茂が、寛永十六年（一六三九）一月二十一日歿して他界したので、その夫人が直ちに造った自分の生前の墓で、夫人はその後、十九年を経た寛文八年（一六六八）十月十七日に亡くなっている。中央の五輪塔は初代満茂の二女で、大山内勝少輔に嫁した於陳女郎の墓とされている。また、向かって左の塔は、第二代親茂（本城主水正）の墓であるが、親茂は満茂の養子であり、満茂より九年早く世を去っている。親茂は、「直泰夜話」には、豊前守の家来の大身者の一人として、権岡主水千石と記されている。

なお、秋田県本荘市史編さん委員会の「本荘城史考」によると、本城豊前守は、単に最上義光の家臣というだけではなく、実は最上宗家の直系の子孫とのことである。

出羽国における最上氏の直系の子孫で、徳川時代に入つて厩橋城主酒井氏に預けられた本城豊前守（権岡満茂）一族が、本市長昌寺に葬られ、豊前守の夫人及び二代主水正（親茂）らの墓石（五輪塔）が、今なお長昌寺に残つていることは貴重であり、戦国武将の最上氏の興亡や、その直系本城豊前守の消長などを想わせるこの三基の墓石は（五輪塔）は、本市の史跡として指定することが、最も適当であると思料する。

（調査者 松 田 德 松）

史跡龜塚山古墳

一、所在地 前橋市山王町一丁目二十八番三号
一、所有者 前橋市
一、現状

かつて広瀬園地の付近は古墳の密集地帯であった。昭和十三年に刊行された『上毛古墳綜覧』によれば、百数十基の古墳の存在が確認されている。しかし戦中戦後の開墾や広瀬園地の造成に伴い、ほとんどが古墳は消滅した。龜塚山古墳はこの中で保存された数少ない古墳の一つであり、いわゆる帆立貝状の形態を呈している。

本古墳は広瀬川右岸に接して位置している。その東と西は道路で区切られており、南北は畑となっている。しかし、その周囲は宅地化が急速に進んでおり、近い将来園地の一部となる可能性がある。

（概要および性格）

昭和四十二年の県立前橋工業高校歴史研究部の測量調査によると、墳丘部が著しく高く、芯出部は低く短いいわゆる帆立貝式と呼ばれるものであり、まさに「龜塚」と呼ばれるのにふさわしい形状を呈している。その規模は

墳丘部	高さ（周囲の畑より）	約四十尺
長さ	約六丈五十尋	
幅	約二丈四尺	
芯出部	約十五尺	

（高さ（周囲の畑より） 約一丈五十五尋）

であり、墳丘の形状からすれば古式の古墳に多いものである。

『上毛古墳綜覧』によると、すでに発掘されたことが知られるが、埋葬主体部や出土品等については不明である。また、同書には周囲と高石のあつたことが記されている。埴輪片は数多く採集される。以上、龜塚山古墳の概要を記したが、それに基づいて次のことが指摘できる。

（1）本古墳は、かつて広瀬園地付近に所在した一大古墳群に属するも

ので、他の数少ない残存古墳とともに当時の様子を知ることのできる貴重なもの一つである。

(2) 県下でも例の少ない帆立貝式古墳と呼ばれる形状を示しており、その保存状態も概して良好である。なお、前橋市域では他にその例を見ないものである。

(3) 埋葬玉体部の構造や出土品については不明であるが、墳丘の形状から古式の古墳と考えられ、五世紀頃に構築されたものと推定される。

(4) いわゆる広瀬田地古墳群は、群馬県で最も古いとされる前橋天神山古墳をはじめとして、史跡八幡山古墳、飯玉神社古墳を経て、七世紀前半とみられる金冠塚古墳へと連続として続いている。こうした中で本古墳は、広瀬田地古墳群の歴史とその性格を知る上で、学術的に重要である。

(調査者 松島栄治)

四、昭和五十四年度埋蔵文化財発掘調査概報

1 芳賀東部田地遺跡

一、所在地 前橋市小坂子町字八王寺九〇三番地一二二七番
二、調査年月日 昭和五十四年五月八日～昭和五十五年一月一日
三、土地所有者 前橋工業団地造成組合 管理者 清水一郎

四、発掘調査の概要
本年度は第四回次の継続調査である。その結果、六・五畝を調査し、縄文時代ならびに奈良・平安時代の竪穴住居跡など総数三一四遺構を確認した。

(+) 遺構・遺物の数量

イ 遺構数 三一四

縄文時代 竪穴住居跡一一（前期） ピット一七（前期および後期）その他集石遺構

奈良・平安時代 竪穴住居跡八六 捩立柱建物跡八九、ピット四三、大ピット二溝二〇

戦国～江戸時代 墓塚一一 井戸一 その他六

口 遺物量
縄文時代 土器・石器 バン箱四〇

奈良・平安時代 土器・鉄製品 石製品 バン第一〇〇

戦国～江戸時代 石造品・貨幣・陶器破片 若干
遺構・遺物の概要

イ 縄文時代 前期（約六〇〇〇年前）に属する竪穴住居跡一一戸を確認し発掘した。これらは、住居跡内に焼跡のみ認められるものと、石器の炉を設置したものがあり、生活の発展した様子を具体的に示している。出土遺物の内土器は関山式・黒浜式・諸磯式等がある。また早期の貝殻腹縁文の施された上器片も発見さ

れている。

住居跡から離れてビット（穴）が計二七発見されたが、遺物を伴出するものは、わずか五種類であった。特に七八号からは五個体分の完形に近い土器が出土している。また、後期の土器を伴出する六七号は、他のビットの埋土が非常にかたいのに比べてやわらかい土が埋めていた。これは意図的に埋めたものと考えられ、縦文時代の裏跡とも推定される。

□ 奈良・平安時代 土器をともなう遺構として堅穴住居跡・掘立柱建物跡・ビット・溝がある。堅穴住居跡は奈良時代から平安時代のものであるが、奈良時代の後半から平安時代の前半に考えられるものが多い。

掘立柱建物跡は今年度多く発見された。この内、一間×二間が全体の約四〇%、三間×二間も同様な割合で発見された。床面積は一五と二三坪前後のものが多く、堅穴住居跡と同じ面積かやや大きい程度である。棟の方向は、磁北に近いもの、東に五度前後、同様に一〇度前後、同一五度前後にふれるものと西にふれるものに分類される可能性がある。時期は伴出遺物がほとんどなく、推定しがたいが堅穴住居跡との切り合い関係や、埋土等から平安時代の後半に考えられるものが多い。しかし、数は少ないが奈良時代に推定されるものも発見された。

出土遺物としては、鉄製品が約五〇点ある。完全な鉄製車をはじめ、鎌・鋸先・刀子・鍼具・釘・巡方・鐵鍊・鉢などがある。また、墨書き器も數点出土していおり、判読できるものに「丹」・「林殿」などがある。

△ 戰国時代と江戸時代 宇八王寺を中心とした五輪塔の空・風輪が出土し、近くから土壙や「ヨ」字状にめぐる溝が発見された。これらは字名が八王寺であり、戦国時代から江戸時代ころのいずれかの時期に寺が存在したことが推定される。

2 山王寺跡第六次調査

一、所在地 前橋市總社町總社昌栄寺廻り地内

二、調査年月日 昭和五十四年七月九日～九月二二日

三、発掘場所 前橋市總社町總社二・四一〇ノ一、二四一

四、発掘調査の概要

(+) 遺構・遺物の数量

イ 遺構数

塔跡（西側の一部）

基壇建物跡

堅穴住居跡

掘立柱建物跡

溝 状 跡

ビット

ロ 遺物数

瓦を主体としてプラスチック製パン箱約二五〇箱分

ロ 遺構の概要

本年度の発掘調査地点は、推定寺域内の中心部にあたる。塔跡の西側の様子、塔跡周辺の遺構の存在を確認するため、塔跡の北西に隣接する畠地内の三六八平方メートルを発掘調査した。

イ 塔跡 今回の発掘調査で、塔心礎より八・六メートルへ離れた地点の様子が明らかとなり、塔基盤の西端は心礎より西側八・六メートル以内にくることが判明した。すなわち、塔基盤の一辺長は一七・二メートル内外と考えられる。また、塔心礎より西側八・六メートル以内の範囲で、南北一〇・五メートルの範囲に、一〇センチほどの厚さで敷設された白色粘土上面が認められた。そして、この白色粘土面上から、塔の屋根からずり落ちたとみられる多数の瓦を検出した。塔基盤の周囲には、瓦を取付けるよう白色粘土が帯状に敷かれて

いたと推測される。

口 基壇建物跡　塔跡の西側に並列し、塔心礎と基壇の東端との間隔は一九・六メートルである。N—5°—E 方向に基壇の方位をとり、規模は確認した範囲で南北長一一・七〇メートル、東西長一六・六〇メートルである。南面する建物の基壇と推定される。基壇の高さは現状で五〇センチほどあるが、すでに礎石を構えた痕跡も残っておらず、かなり上面を削り取られている。そのため、建物の形状、規模等は明らかでない。ただ、基壇の周囲より夥しい量の瓦が出土しており、建物の屋根は瓦で葺かれていたと推定される。基壇の周囲には角閃石安山岩の礎石の破片がわずかに残っており、このことから、角閃石安山岩の被石を化粧石に用いた「壇上積み基壇」であったとみられる。また基壇は構築面上に白色粘土、褐色粘土等を「版築」によって積み上げている。

ハ 据立柱建物跡　塔心礎の北方四〇メートル付近に位置する。北西方向（N—30°—W）に建物の方位をとる側柱の建物跡である。調査範囲内で南北四間東西二間分を確認した。各柱間は南北各二〇センチ、東西各一八〇センチと推定される。

ニ 窪穴住居跡　塔跡の北方で二軒、西方で二軒確認した。いずれも全掘していないが、塔跡西方の住居跡は出土十数器の様相から古墳時代後半頃の時期と推定される。とくに、この二軒の住居跡は、重複関係より塔跡及び基壇建物跡に先行することが判明している。

ホ その他　塔跡の周辺からは、瓦溝り状のピットや溝跡が存在するが、その大半は塔の崩壊以後のものとみられる。しかし、塔築造後で崩壊するまでの間に限定されるものもある。

（三）遺物の概要

塔跡と基壇建物跡の中間地帯を中心として夥しい量の瓦が出土し

た。この内その大半を丸瓦・平瓦の破片が占めるが、軒丸瓦・軒平瓦の破片も多数存在していた。軒丸瓦は今回新たに五種類確認され、合計十二種類になった。また軒平瓦は重弧文軒平瓦が大半を占め、中でも三重弧文軒平瓦が上流を占めている。丸瓦・平瓦は、その中に塔使用瓦として明確に認められるものがある。そして、これらの瓦の中で、文字瓦が一〇〇片以上発見され、中に「放光寺」「方光」「寺」等名に關連するとみられる文字瓦も含まれており、山王廟寺跡の性格を知る上で貴重な資料が多数得られた。

（四）まとめ

本年度の第六次発掘調査によつて、塔跡の西側の様相が一部明らかとなり、塔基壇の周囲に白色粘土帯の敷設されていたことが判明した。また、基壇建物跡は、その方位を塔心礎の放射状溝の方位（N—30°—E）とは同じにとること、そして、同一の構築面上に築造されていること等から、塔と関連する建物の跡とみられ、その位置、基壇の造り方から「金堂跡」と推定される。据立柱建物跡はその方位の違いから塔跡・基壇建物跡とは時期を遡る建物の跡であり、前年度検出の据立柱建物跡群（据立2—6）と同じものとして考えられる。そのため、塔の北方にはそれと同一時期の建物の存在しないことが明らかとなつた。

塔跡・基壇建物跡の周囲から出土した多量の瓦は、今後の検討に待たなければならぬが、その様相から、創建期に屬り得るものか否か奈良時代以降に属するものを含んでいることは明らかであり、塔・基壇建物が比較的長期間にわたつて存在していたことが推定される。また、文字瓦の中にもみられる「放光寺」等は、「山上碑」、「上野国交替寺跡帳」に「放光寺」の名が見え、それとの関連をも検討する必要が生じてきた。

3 富田南部遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市宮田町中前、細田、東原、東曲輪、計二十一筆

二、調査年月日 昭和五十四年五月二十日～昭和五十四年九月十九日

三、発掘調査の概要

(1) 調査面積 約一二〇〇〇坪

(2) 遺構・遺物の数量

イ 遺構数

繩文土器伴出の堅穴住居跡一 同時代のピット三

古墳 八

土器伴出の堅穴住居跡八

古墓 墳墓約五十

その他三十（井戸七、溝十九、ピット四）

ロ 遺物量

古墳にかかるもの 墓輪、土器、石製品等 パン第十一

住居跡、その他にかかるもの 土器、石器、鉄製品、貨幣等

パン第十三

古墓にかかるもの 板碑、宝塔、骨蔵器等 パン第五十六

イ 遺構・遺物の概要

堅穴住居跡及びピット
繩文土器伴出の堅穴住居跡及びピット
堅穴住居跡は、ほとんど全面が七号墳の周塀によって廢されて
いたが、前期に屬する土器・打製石器が発見された。約六〇〇〇
年前の生活の跡を実証するものとして貴重である。

ハ 古墳

○おとく山古墳（上毛古墳綜覧・荒砥三四四号墳）については、
周塀のあることを確認した。周塀は、外側東西二十八坪、南北往

二十九五坪で、幅約七尺であった。特に、東側に幅三尺の、渡り「

で周塀がきれる段状周塀を持つ円墳であることが確認された。
一号墳から七号墳の墳丘については、耕作により削平されてしまっていた。内部主体は、一号墳で粘土の分布が、二号墳で石室の一部が確認できたほかは、ほとんど残っていないかった。しかし、この地区には、比較的小規模な円墳が密集して造られており、特に四・五・六号墳の周塀は切り合っていて、古墳の変遷を知る上で貴重な資料が得られた。

ハ 土器伴出の堅穴住居跡

八軒とも、溝または井戸等で壊されたり、重複（五号住居跡と七号住居跡）したりして、完全な形では調査しえなかつた。また、いずれも耕作による破壊がすみ、雖も良好な状態では検出できなかつた。しかし、これらの住居跡は、奈良・平安時代ころの集落の一部を示すものとして貴重である。

ニ 古墓

五号墳、六号墳の南側の斜面に東西に連なつて造られた古墓を発見した。直径約三尋・十五尋の川原石を一面に敷きつめた中に、板碑九個体分（内、完形は五、年号の刻まれたもの三）徳治三年、元亨一年、貞和四年、宝塔の部分二十三、骨蔵器五を検出した。規模は、東・西・南縁部の石の崩れ方がひどく、しっかりと残つていなかつたので、明確につかむことは困難であったが、石の残つている部分で、東西約二十七尺であった。古墓全体は、いくつかの区画に分けられると考えられる。しかし、長い時間の経過の中で造りあげられた形跡がみられ、重複するものが多く、明確に区分することは困難な状態であった。

この古墓は、中世から近世初期にかけての仏教文化を理解する上で貴重な資料である。

ホ 井戸、溝、ピット等

溝十九の内、ほぼ南北方向に掘られたもの九、東西方向に掘られたもの九、それに、おとろか山古墳の周囲の一部を利用するかのように、周囲の底部に、東から南に沿って作られたもの一であった。特に土師四号住居跡の東側を東西に掘り込んだ溝には、この溝に伴つて作られたものであるかどうかは明らかでないが、北側の縫にしつかりした石組みが検出された。これらの溝は、井戸、ピットとともに、生活、生産に關係する遺構として貴重なものである。

4 西大室遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地

前橋市西大室町大稻荷三四〇—七、三四〇—一番地
前橋市西大室町七七石三・四番地外 二筆 計五筆

二、調査年月日

昭和五十四年八月十日～十月十三日

三、発掘調査の概要

(1) 調査面積 約一〇〇〇〇m²

(2) 遺構数 遺物の数量

イ ピット 一

古墳時代 五 墓

古墳時代 五 墓

口 透物量

縦文時代 なし

古墳時代 墳丘上、周囲内

土器類（杯）、須恵器（甕、高杯、壺瓶、平瓶等）、

円筒埴輪、鉄製品（直刀、馬具、鐵鍼、くぎ、棺飾等）、人骨、齒等々、整理箱十五箱分

(2) 遺構、遺物の概要

荒砥六・八号墳（上毛古墳綜覽）（大稻荷古墳）

本古墳は、東西径約四十四m、一段築造で周囲を有する円墳である。

墓石は、墓道前の左右に約二mに裏込め部まで全体にはない。

石室は、南に開口する自然石（輝石安山岩）乱石積兩袖型の横穴式石室である。玄室は、長さ五m、高さ一m、幅一mの矩形であり床面から大井までの高さは三・一mで口石玄室の石室である。

墓道は、盗掘及び墓地の石垣用として抜きとられ破壊されているためはつきりしないが約三mで短かい。墓道前には、ローム層を掘り

められた前庭が付設されている。形状は完掘してないのではつきりしないがU字型の墓道状になる。

遺物は、右室内から人骨、齒、馬具、耳環等が出土しているが荒れていて位置不明なものが多い。前庭部からは、壺瓶、平瓶、高杯、环等の土師器、須恵器が出土している。基盤は、ローム層まで掘りこんで構築されている。

荒砥七〇号墳（上毛古墳綜覽）

直径約四十m、高さ七mであり周囲を有する円墳である。墳丘は、自然丘陵を整形し盛土していく葺石は認められない。

石室は、南に開口する自然石（輝石安山岩）乱石積の両袖型横穴式石室で巨石巨室に属する古墳である。玄室は矩形で中央部に間仕切りを付設してあり床の高さは二・五mの段差がある。墓道部には、樋石が置かれ、その天井部には樋石が架設されている。樋石の前には、障壁に使用されたと思われる自然石二石が倒れた状態で出土している。須恵器は問詰である。墓道前に、自然石を平積み（下部）及び小口積みをした前庭が付設されており平面は台形状である。遺物は、玄室から人骨、鐵鍼、耳環等、前庭部より高杯、つぼ、壺等の須恵器、土師器が出土している。

荒砥七〇号墳（上毛古墳綜覧）
径十六尺、高さは東側から三尺五十九寸、西側は一尺の山寄せの円
墳である。周囲を有する。

石室は、南に向かって開口し自然石（輝石安山岩）乱石積の両袖
型横穴式石室である。玄室は、胴張りがあり玄門を有し床全面に小
礫が一面に敷きつめられている。蓋道部には、椎石が置かれ天井部
に軽石が架設されている。填塞の構造は問詰めである。
遺物は玄室内より刀三振、馬銜、棺飾、鐵鍼、釘、須恵器等が出
土している。

基盤になる地層は、荒砥六八・七〇・七一号墳ともにC輕石、F
Pの混入した黒色土層であり、FP層下後數十年程經過後變遷され
たものと思われる。（C輕石＝浅間山、FP＝榛名山の噴出物）

七ツ石一号墳

荒砥七〇号墳の墳丘上西端部に所在する。七〇号墳の周囲により
本古墳の周囲が切られている。周囲は、ローム層まで掘られている。
周囲内の下層部にFPの堆積した層がありその面上から円筒埴輪、
壺等が倒れた状態で出土している、円筒埴輪には、、の

主体部不明である。

七ツ石二号墳

荒砥七〇号墳の墳丘北端部に位置し、主体部は、浅間C輕石、榛
名山FP軽石の混入した褐褐色土層の下部に所在する。墳丘はな
く、ローム層まで掘りくぼめられている。
主体部は、箱式石室堅穴式石室で長さ一・七五尺、最大巾〇・四
三尺である。石室外側は、白色粘土でおおわれている。遺物は、存
在しなかった。

主と
め

横穴式石室の古墳は、高麗尺で企画されていたようであり、前田
付或、胴張りのある石室等では古墳構築の変遷を知る上で新たな貴
重な資料が得られた。

5 清里南部遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市青葉子町四八〇番地 他二十九ヶ所
二、調査年月日 昭和五十四年十月十一日～十二月二十七日

三、発掘調査の概要

(1) 調査面積 九、三〇畝

遺構・遺物の数量
遺構数 六十八

遺文時代 ピット一

平安時代 突穴住居跡二十七 ピット十八

中世（鎌倉～戦国時代） 地下式土壙二 墓八 井戸六

江戸時代 柱穴状ピット群一 ピット五

遺物量

縄文時代 土器 石器 バン箱一

平安時代 土器 鉄製品等 バン箱三十三

中世 陶器 石製品等 バン箱六

江戸時代 貨幣等二十三点

(2) 遺構 遺物の概要

本遺跡の発掘調査は、清里南部上地改良区予定期内での道路、水路
及び水田転換地に対して実施したものである。遺跡は榛名山の東南
麓にあたり、西は八幡川、南は比高二～四メートルの浅い谷に面する扇狀
台地の末端に位置している。検出された遺構、遺物を観察すると奈
良時代以前のものはほとんど見られず、縄文時代前期の土器片の散
布や、それを埋土中に含む不整形のピットを確認したのみで、その

他は全て平安時代以降のものである。

イ 平安時代

この時代の遺構は堅穴住居跡を中心とするもので、検出した堅穴住居跡の総数は二十七軒である。

水田転換地（E・F区）および水田転換地にはさまれた道水路部分（D区東端）から検出された堅穴住居跡の分布をみると、北群（E区北端）・中群（E区南端・D区東端）・南群（F区南部）の三群に分れ、出土遺物や住居跡の存在形態に差異が認められる。

北群は土師器と須恵器を伴する住居群で四軒、重複一ヶ所、その他二の計十軒を数える。二十七号住居跡では、床面直上からフイゴの羽口が出土し注目される。また、住居跡の埋土中から鉄矛や羽口片が多量に出土し近くに製鉄関係の遺構の存在が推定される。南群は台地南端に近い所に位置し十一軒確認された。そのうち十軒は約100mの範囲内に激しく重複して認められた。また、この重複部分の範囲内からは出土遺物として灰陶器（壺・皿・鉢等）・三彩・綠釉・風字碗・青銅製幣金具（造方）・鐵鏃・墨書き器等があり注目される。中群には重複のない4軒の堅穴住居跡があり、カマド内壁に丸瓦を利用したもの（一号住居跡）等が釜片や、いわゆるかわらけの出土したもの（十四号住居跡）等がある。

以上のように本遺跡では平安時代以降に人の住みつけた形跡や存在形態の異なる住居群が認められるがこれら内容の相違が何に起因するか今後の検討によるところが大きい。本遺跡は南に近接する推定國府跡・上野国分寺跡・山王庵寺跡等を含めたこの地域の古代の歴史を解明する上で欠かせないものとなるであろう。

ロ 中世

地下式土塙は南北に接して二店並んでいた。大小の差はあるが

二基とも同じ構造である。ともに天井の落下した状態で検出された。大きさは床面で、一、六五m×一、六五mの矩形で、両者とも床面より約八〇cm上の所でドーム状、あるいは舟底型を有する天井をもつとみられる。東側には階段状の降り口がある。遺物等の出土はないが、中世に嫌食周辺で営まれたやぐらと呼ばれる墳墓に似た構造を持つ。

井戸はロート状の形状を有するもの四、円筒状のもの二、である。これらのうち五基はほぼ一ヶ所に集中していた。（C区南半）遺物は底に近い所で埋土中から石臼や板碑等の破片が投げこまれた状態で出土した。他の一基（E区）は束に隠れて存在し遺物等は出土しなかった。

溝は巾数mから約一mのものまである。井戸の集中した地区（C区南半）の溝中からは、同地区的井戸同様の出土遺物が見られた。他地区（E区）の溝は出土遺物等もなく、性格・年代等不明である。

以上これらの出土遺物や遺構を見ると居跡址との関連も考えられる。

ハ 江戸時代

地下式土塙の南から一群の掘立柱々穴が検出された。柱穴内から寛永式土塙の出土したものがあり、江戸時代のものと推測される。問取等は不明である。

五、文化財調査関係写真 上泉郷蔵関係



上泉郷蔵（昭和26年群馬県指定史跡）

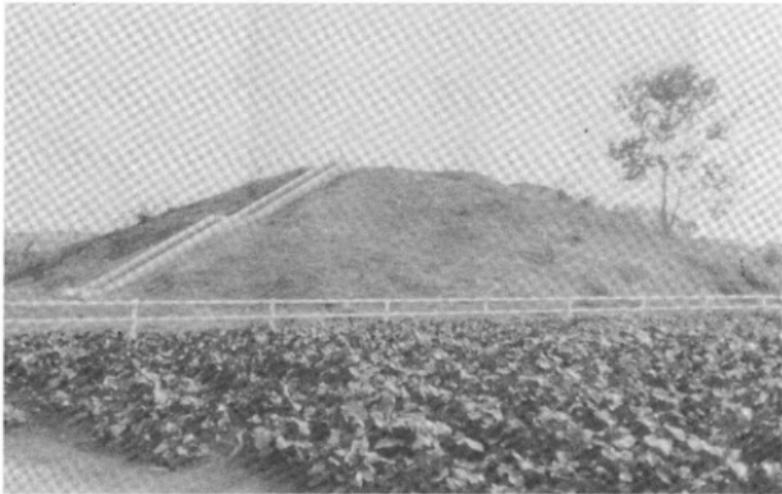


社倉之山來
宝永二年酉之正月六日

昭和53年度前橋市指定文化財



本城氏の墓三基(昭和53年前橋市指定史跡)



亀塚山古墳(昭和53年前橋市指定史跡)

昭和54年度埋蔵文化財発掘調査



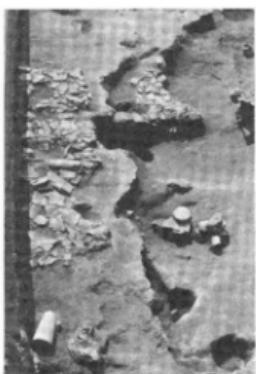
芳賀東部団地遺跡第4次調査
H-253号住居跡



芳賀東部団地遺跡第4次調査
掘立柱建築遺構群



山王庵寺跡第6次調査
基壇建物跡



山王庵寺跡第6次調査
塔使用瓦推積状況



富田道路群第1次調査
板碑・五輪塔等出土状況



山王庵寺跡第6次調査
文字瓦出土状況「放光寺」



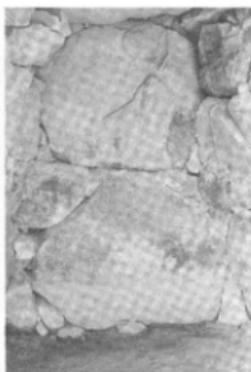
富田遺跡群第1次調査
H-1号住居跡



富田遺跡群第1次調査
古墓出土状況



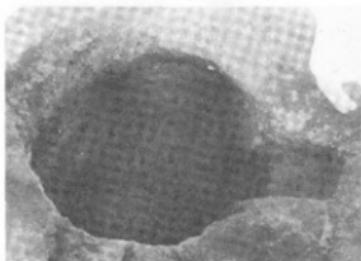
西大室遺跡群第1次調査
荒砥70号墳前庭



西大室遺跡群第1次調査
荒砥68号墳奥壁



清里南部遺跡群第1次調査
住居跡重複状況



清里南部遺跡群第1次調査
地下式土坑

前橋市文化財調査委員

(議長) 山田 武磨
(委員) 松田 徳松

丸 中 沢 右 吾
松 島 荣 治

前橋市教育委員会

社会教育課文化財保護係

主 係 次 課
事 任 長 長

池 福 中 木 福 相 若 藤 泽
田 田 村 部 田 沢 林 守
茂 充 富 日 紀 貞 健 二
則 蓋 夫 出 雄 順 二
裕 夫 雄 夫

主 係
事 事
補

杉 入 田 川 飯 井 富 唐 松
浦 内 口 崎 塚 野 沢 沢 村
つ 島 正 誠 敏 保 親
や 搭 美 美 始 誠 一 弘 之 樹
子 美 美

昭和54年度

文化財調査報告書 第10集

印 刷 昭和55年3月25日
発 行 昭和55年3月30日
発行所 前橋市千代田町一丁目8-8
社会教育課(電話32-6538番)
印刷所 前橋市大手町三丁目6-11
有限会社 原田印刷所
電話31-2665番